

第四十回 参議院農林水産委員会會議録 第二十号

昭和三十七年三月二十七日(火曜日)
午前十時五十六分開会

委員の異動

本日委員片岡文重君辞任につき、その補欠として東隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

梶原 茂嘉君

理事

石谷 豊男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
東 隆君
森 八三君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
小笠原三男君
北村 暢君
清澤 俊英君
天田 勝正君
千田 正君

政府委員

調達庁次長 真子 伝次君
農林政務次官 中野 文門君
水産庁長官 伊東 正義君
水産庁次長 村田 豊三君
工業技術院長 藤崎 辰夫君
運輸省海運局長 辻 章男君

事務局側

常任委員会 安永城敏男君
専門員 山中 駿一君
外務省国際連合 局経済社会課長
海上保安庁 松野 清秀君
警備救難監

説明員

〇委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認めます。
〇委員(石谷豊男君) 御異議ないものと認めます。
〇委員(櫻井志郎君) 御異議ないものと認めます。

本日の会議に付した案件
〇理事の補欠互選の件
〇農林水産政策に関する調査
(燃油によるノリ漁業被害に関する件)
(北洋漁業に関する件)
〇漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
〇水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇委員長(梶原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。

本日片岡文重君が辞任、その補欠として東隆君が選任されました。

〇委員長(梶原茂嘉君) 委員の異動に伴い欠員となりました理事の補欠互選を、この際行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
〇委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。

それでは互選は、成規の手続を省略して便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
〇委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。

それでは互選は、成規の手続を省略して便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

当日は富津町役場に参り、直ちに船にて被害現場を視察する予定でございましたが、西方の強風が浜の表砂を吹き飛ばすほどでありましたので、船による視察を取りやめ、役場において、県並びに地元関係者から実情を聞いた後に、近くの大堀漁港周辺における被害現場を視察いたしました。漁港に流れ込む水路に残っており、黒い油性物質、漁港岩壁の黒々とした油性物質の付着並びに、三百メートル沖のノリスの竹の水面より上が七、八十センチも黒く光って並んでいる状況等は、お手元に回覧しております被害状況写真をごらん下さればよくわかると思いますが、いかに被害が甚大であったかを想起させるに十分なものと存ずるのであります。

富津町役場における懇談で明らかにいたしました事件発生当時の状況は、二月十五日、たまたま第三海堡方面へ出漁した貝巻船が、油の漂流を発見、大急ぎ帰港、午後一時三十分ごろ横浜海上保安部第三課に連絡、この旨を報告している。午後三時ごろ木更津漁協に、横浜海上保安部より、座礁油送船の油が海上に流出漂流しているから警戒をしてくれ、また関係漁協に連絡を頼むとの連絡があった。同日は小潮のため、一般漁民はノリ採取に出漁しておらなかった。また、同日は西南西の強風であったが、夜半に至り北風に変わっている。このため富津、青堀、大貫沿岸沖合に漂流していた油が沿岸

に流れ込んだものと思われ、二月十六日にノリさくへ付着しているのを、出漁した漁業者が発見した。またユナイテッド・マリタイム・コーポレーションの代理店である飯野海運が、燃油の中和沈降剤をドラム一カン散布、同時に、ヘリコプターにより状況を視察、かつ燃料による被害が、これ以上拡大しないよう、各漁協に協力を依頼している。さらに、二月十九日には、富津沿岸に漂着している油が、西南の強風のため、木更津沿岸に流れ込み、ノリ漁業等に被害を与えた。

この木更津、富津地区は、昭和三十一年一月三十一日も、重油による被害を受けている。その被害状況は、今回と同様で、当時、海況等を調査しており、今回の被害の件も、この海況等の調査と気象状況等より、十二分に、イギリス・コリアヤ号の流出せる燃油によるものと推定されると、地元漁業者等から言われております。

被害地元では、果を初め、関係市町村と関係諸団体の協力のもとに、弁護士に依頼し、証拠保全等の措置をとるとともに、関係各方面に働きかけているのであります。

そのおもな事柄を日を追ってみますと、二月十九日、調達庁総務部補償課、外務省アメリカ局安全保障課、飯野海運本社、同横浜支店、横浜海上保安部へ陳情、同二十日、富津町に対策委員会を設置、同二十一日、水産庁、飯野海運本社、マッカイバー・カーフマン山本法律事務所、調達庁、横浜海

運、同二十一日、水産庁、飯野海運本社、マッカイバー・カーフマン山本法律事務所、調達庁、横浜海

運、同二十一日、水産庁、飯野海運本社、マッカイバー・カーフマン山本法律事務所、調達庁、横浜海

運、同二十一日、水産庁、飯野海運本社、マッカイバー・カーフマン山本法律事務所、調達庁、横浜海

運、同二十一日、水産庁、飯野海運本社、マッカイバー・カーフマン山本法律事務所、調達庁、横浜海

運、同二十一日、水産庁、飯野海運本社、マッカイバー・カーフマン山本法律事務所、調達庁、横浜海

省のそういう試験所からは、出されたこの油とイーグル・コリア号の二百トンの流出油が同一であるということなどはそれは証明できない。これは私はおそくは、だからこの間も言うので、結果としてはそういうものが出ないだらう、こういう前提であつたにしろ食つてかかったのです。われわれの問題にしているところは、そういう科学技術のところが提出した資料に対して、その油の同一であるかないかはこれは別として、結論としてこうこうという状態であるからこれだとは言い切れませんというなら話はわかつてゐる。どうしてできないのだ、結論が。これをあなたにお願ひしたんだと思ふんです。全く別なことを報告しておられる。

○説明員(松野清秀) 御質問の点につきましても、工業試験所にいろいろお尋ねしております。それによりまして、青堀海岸で採取いたしました油は非常に水分が多くて、それを油を分離して分析することができない状態にありました、これがために鑑定できなかった、こういうことを申されてゐるのでございます。なお、今回提出いたしました資料は五つございまして、そのうちで、イーグル号の船内から取りました油とそれからイーグル号の舷側で取りました油は、これは大体類似のものである、こういう鑑定をされております。これは相当油の濃度が高かつたのでまあ分析もできた、こういうことであります。なお、鑑定にあたりましては、やはり油を分析いたしました、その含んである元素とその分量、これを比べて鑑定するのだと、こういうこととでございます。

○清澤俊英君 今のお話の中で、イーグル号のその側面を取った油と、それから千葉海岸のどこかで漂流したのか、あるいは付着しておつたのかを調査した結果は、これは大体同一なものだといふ試験結果が千葉県の試験所では出たと、こうおっしゃるのですか。

○説明員(松野清秀) いえ、私どもから神奈川県工業試験所に鑑定を依頼に出しました資料は五つあるわけでございます。そのうちには、青堀海岸で取りましたのが二つ、一つはあの海岸一つは竹竿であらうと思ひます。ノリのついた竹竿。それから他の三つは、一つはイーグル号の船内から、もう一つはイーグル号の舷側近く近いところ、もう一つは、第二海堡の北側に浮流したてのおつた油と、合わせて五つでございますが、そのうちでイーグル号の船内から取った油と、それからイーグル号の舷側の舷側で取りました油は、比較的濃度が高かつたので、これらについては類似のものであるといふふうに鑑定されておるわけでございますが、その他の、つまり青堀海岸で取りました二点と、それから第二海堡の北側の海面で取りましたもの一点、合わせてその三点につきましては、水分が多量であつて、それを分離して分析することが困難な状態にありました、そのために鑑定ができなかったと、こういうことを申されております。

ある時間置いてかきまわしておきまして、水と油は必ず分かれるんです。私は新潟県のそういう油地帯で生まれておるんです。子供から知っておるんです。井戸から掘り上げた場合は、水が七割あるいは九割で、油というのはごくわずかなんです。それをたろの中へ入れて、数日置きますと、水は下へ入れて、上へ浮くんです。それを栓を抜いて、水を捨てて、油をとるんです。油と水はすぐ分かれるんです。今日のこの進歩しておる科学時代において、油と水を分離することができないなんていうことは、私どもとしてはどうしても納得できない。だから大森君が、それがやつてそういうことを言うんだか、この古屋さんと藤井さんはそういうことをはつきり言うてゐるんですか。何か書類で出てゐるのであります。

○説明員(松野清秀) それはそういうことを書面でいただいております。

○清澤俊英君 その書類を写していただきたい。これは、委員長、要求していただきたい。

○安田健雄君 清澤さんに関連して。今の水と油の問題ですけれども、水分が多くて油の濃度が少ないということ、誤解を招いてゐるわけなんです。そのところから取った水が海水の中、濃度の問題でなくて、全然油が含まれておらなかつたということなら、これはわかるわけなんです。ところがその水と油の関係で、濃度の問題で、水分が非常に多いということになるから、清澤さんがそういう質問をするのじゃなかつたかと思ふわけなんです。たまたま取つたのに、油が全然取れなかつたということなら、これは分離す

ることができないからよくわかるわけなんです。いわば少量過ぎてわからなかつたということ、それならわかるわけなんです。その点はどうなつてゐるのですか。

○天田勝正君 私らが聞いてみてもおよそ不思議なのは、一体その報告は定性分析ですか、定量分析ですか、それを藤井何がしという人ははつきりしてきまつたか。というのは、清澤さんもさつきから指摘されておられますけれども、これはその第二海堡どうのこうのといひましたが、私どもが視察した際に全部の方がちゃんと見ておるのです、あの突堤にくつた油などというものは、急になくなるようなものじゃないのです。私どもが報告を聞いた際に地元の県会議員でありましたか、さつきにその干がたになつたところへ油に染まつた砂を一定の場所へ埋めて、だからそれを掘り出せばちゃんとそれまで証拠が明らかであります、と、こういうことを言われてゐる。ところがその役場で説明を聞いた際、油だからどうかへ行つちまうのじゃないかといふふうには私も実はその説明を不思議に思ひながら聞いていた。ところが突堤まで行つてみたところが、なるほどなんです、とても普通でいへばコーラルのごときものが今だつて落ちてついても離れるものではありませぬ。さらにこの漁港でも入江のごときものがありますけれども、その入江にはものすごい濃度で、われわれの目で見れば水面には全部油がすき間なく漂つてゐるのです。ですからそういうところを取れば、どうも油の分が少な過ぎてわからないという状態じゃな

い。行つてみないからそういうことをおっしゃる。一カ月以上もたつた入江でもびつたり油が一ぱいで、今言つたように突堤には油が全部付着して、その油たや普通われわれが想像するよりな油じゃなくて、コーラルごとさき、今だつておそく落ちてゐるはずはない。そういうものを取れば痕跡認めがたしなつてゐることになるはずはないのであつて、何かわざわざ痕跡のないところへ行つて取つたといふふうにししか現地を見た者では感じられない。でありますから、かりにわれわれはどうも今の科学技術からすれば不思議だといふのは、たとえば犯罪者が毒物をびんへ入れた。そいつをすつかり洗つてやつても、なおかつ痕跡があつてちゃんと検出することができるといふのが、例は違ひますけれども、犯罪捜査の場合の例だと思ふ。そういうのから見れば、現に油のあるところから取れば、どんな材料であろうとも、それは性質といふものはわからなければなりません。これをですからあなたが取つておる報告といふのは、一体わざわざそういう油のないところを取つたのか、取らないのか、その青堀地区で見たのですから現実に突堤に張りつてゐる。そんなおかしき報告はないので、わざわざ油のないところを取り上げたと思ふないけれども、その点はどうなんです、同時に今言つた定性分析なのか、定量分析なのか、両方やつたのか、それがわからないとするならば、日本の科学技術はおよそ信用ができない、こういうことになるわけですがどうですか。

○説明員(松野清秀) 先ほど私が油

の濃度というようにを申しました
が、それは油の量が少なかった、これ
は青柳海岸におきましては浮流する水
面から取ってきたものと、一つは竹竿
を持ってきておるのですが、その水面
から取ったのですが、油の量が非常に
少なかったということでございます。
もちろん、そういうわざわざ少ないと
ころを取ってくるというわけござい
ませんが、確かにそういう点において
不十分な、配慮が足りなかったという
こともあると存じておりますが、そう
いう点につきましては、これは捜査技
術のレベルが低いということでもある
と思っております。そういう点につきま
しては十分私どもも指導して参ろうと
しておるわけで、かように存じておる
次第であります。

○小笠原三男君 まだ質問の答弁が
残っているようですがあせ答弁して
もらいたいのですが、あなたの今おっ
しゃっているのは、採取の方法にお
いても不十分な点があったようであ
る、今後においてよく指導したいとい
うような意味の御答弁でしたが、それ
は今後指導してはつきりしたものが出
せるまでの捜査はやり得るというので
すか。もう今回はだめだ、今後何か起
こったときは、今度はしつかりやる
ということなんですか。もう少しはつき
りして下さい。

○説明員(松野清秀君) 今回採取し
た油につきまして、そういうような
工業試験所の御意見がありますし、で
すから今後取る場合にはやはり相当
量、たくさん取ってくる必要もある、
こういうふうに考える次第でございま
す。

○小笠原三男君 何言っているの

だ。油の量が少ないから鑑定が十分に
できなかった、わからない、多分そう
いうことなんでしょう。それで今後
しつかりやるように指導する。いつ鑑
定の結果が出たのです。鑑定の結果が
出て国会でこうしてわれわれに答弁を
求められて、さて今後また取ってきて
調べてみます、そんなことなんです
か。では二回目取ってきてやっていると
すか。

○説明員(松野清秀君) 鑑定について
の回答をいただきましたのは十二日
であつたと思ひます。その後は取つて
参つておりません。ただ、今申し上げ
ましたのは、そういうような事情から
今後取る場合には、そういうふうによ
うという配慮が必要であるというふ
うに思つております。

○小笠原三男君 だからそれで十分
だとして十二日の鑑定報告を受けて、
十分だとして、もう手をつけておらな
かつた。それでこの国会で今質疑が
あつて、それで今後取つてきてもう
一べんやってみよう、そういうことな
んですか。もうその鑑定で十分だから
この問題はけりをつけるのだ、鑑定上
原因がつきとめられない、したがつて
、これはもうやむを得ない事件であ
る、こういうことなのか、ちつともそ
の積極性がない。あなたたちの任務と
して何をどうしようとしているのか、
ちつともわからない。もうこの事件の
究明をやめるといふのですか。

○清澤俊英君 これだけの被害が出た
犯人をつかまえる意思があるのかない
のか。問題は、犯人を追及する意思が
ないのじゃないか。そんなことではだ
めですよ。

れ出ましたのは、故意でないというこ
とがはつきりして参りました。犯罪捜
査の面におきましては、なるほど同一
性というものは出て参りませんでした
けれども、捜査上この程度でいい、つ
まり、故意犯ではないというふうな観
点から、捜査上は重ねて特にまた取っ
てきてやる必要がないというふうに考
えておつたわけでございます。

○天田勝正君 僕の質問に答弁してい
ない。私もう一回言い直します。定量
分析が定性分析かと言つたのは、その
ことは言うまでもないのだ。中学へ
行った人はみな知つてゐるはずだが、
たとえば鉄石の金分なら金分、これは
一万分の幾つとかそういう量ははか
つて成り立つとかというものは、定量分
析でいくのです。そのときは、実に微
量であつてこれは問題になりません、
こういう答えが出てくる。ところが、
この際は定性分析でなければならぬ。
性質の同じものだから、その船の油で
あるという認定ができる。その量の多
寡じゃない、水がよけいあるとかない
とか、そんな問題じゃない。その性質
が同質かどうかという、ここが問題な
んです。それには今の技術をもってす
ればできる。言うまでもなく五十年前
の技術をもつてしても、ビンの中に耳
かきの百分の一くらい微量が入つて
いても、それは分析できる。そうして
同質のものかどうかはつきりするの
です。だから定量分析したのであるが、定
性分析をしたのですか。定性分析をし
たならば、それは必ずわかるはずで
す。わからないというものは、わからな
くしているということにしかならな
い。この点はどうなんですか、それを
聞いてゐる。質問に答えないで、先に

進められてはともだめですよ。今か
ら取つても間に合うのですよ。学的な
私でさえも知つてゐるのですから。こ
れは報告にあるはずですよ。

○説明員(松野清秀君) 神奈川県工業
試験所のは定量分析でございしますが、
なお、この点につきましては、専門の
ほうの方が来ておられますので、工業
技術院の方でございしますが、お尋ね
いただきたいと思ひます。

○政府委員(藤崎辰夫君) この成績表
を見ますと、定量分析になつておりま
す。この水分が例のサンプルが〇・〇
五、それから残留炭素五・八九％、字
がよくわかりませんが、石油に
関しましては定性というふうなことで
ございまして、こういう型で大体
やつております。ただこれで見ます
と、油であるとか何とかが数字はあ
まりはつきり出ておりません。私
はこれに関係ありませんけれども、こ
の説明だけ……

○天田勝正君 それには出てなくて
も、あなたは技術者でしようから、多
くは油のごときもの、金分のごとき
もの、これは採算上の問題があるから
何％入つてゐるか入つてないかとい
うことが、普通の場合のきめ手です
ね、この採算上やあるいは工業化する
場合の。だから多くは定量分析でやる
のだ、しかし、同質のものか異質のも
のか、イギリス号のものか他の船のも
のがあるいはそれが燃料用のものか、
その他の油であるか、機械油である
か、そういうどこへ使う、どういう用
途のどういふ性質のものかという区別
をするには、普通の場合にはこうだと
言つても、これは犯罪上のことなんで
すから、定性分析でなければならぬで

しょう。常識でしよう。どうなります
か。

○政府委員(藤崎辰夫君) 今の分では
わかりませんが、一般論で申し
ますと、今のお話のように、たとえ
ば非常に微量の青酸とか何とかがい
のあるいは無機物でございしますとか、
ああいうものは非常にこまかいところ
まで測定可能でございします。ところ
が、今の石油系のそういう重油の質に
なつて参りますと、一般には定性分析
というものは、なかなか困難でござい
まして、これは別な行き方ではないか
ないと思ひます。別な行き方……

○安田敏雄君 ちょっと関連して。先
ほど海上保安庁の答弁では加害者とし
て濃厚であると、したがって書類を
作つて送検した、こういうわけであ
る。そういう報告して参りますね。そ
うでしょう。

○説明員(松野清秀君) 送検いたしま
したのは、この海難事故につきまして
刑法の業務上過失船舶破壊の容疑が濃
厚であるということ、その容疑で送
検したと、こういうことだと思ひ
ます。

○清澤俊英君 どういうふうにして犯
罪捜査をせられるか知りませんが、
も、とにかくわしらが新聞などで見て
おりますと、新聞などではいろいろの犯
罪が出ますと、これは陸の場合です
よ、警察がいろいろのことをやります
が、全然手のつけようのない問題を取
り上げるときには、聞き込みというよ
うなことをやるですね。聞き込んで、
いろいろそこでデマが飛んだり想像し
たいいろいろな話があるやつを聞き込ん
で、それからだんだん探り当てて犯罪

を

者をしほつていく、網をしほるとかいうことをしているわけですか。そういうことがある。ところが、水産庁長官からのお話あるいは松野さんの報告にありまうと、飯野海運は自分らがやった、その被害を認めているとこういふのです。そうして話し合ひに入っている、こういうふうに入っているのです。してみましたならば、犯罪捜査上飯野海運と、どこをお前たちが認めるのかというところをお話になったことがあるのです。そうすればまた捜査の道が開けてきて、きょうの国会においてその後の経過という中にそれが出てこなければならぬ。飯野海運は何か聞きますところによりまうと、その油を調べるためにヘリコプターを飛ばして見て歩いた。その結果自分らとしては、そこにある程度の被害を与えたことを認めている。だからわれわれとして、そしてその場所においてはなるべく訴訟などをやめて話し合ひでいきなさいと、こういう話をしてくれておるくらいであります。どうしてあなたのはうではそれがはつきりしないのですか。そういう重大なものは聞き込みとしていつてみたらどうですか。おやりになつたんですか。

○説明員(松野清秀君) 犯罪関係から申しますと、かりにノリの被害がイイグル号から出た油としましても、これは犯罪にはなりとせん。今の水産資源保護法にしましても、これは故意犯だけを罰するわけですから、犯罪にはならぬわけでございます。なお、その因果関係につきまうと、ただ捜査過程においていろいろ調査いたしておるわけで、私どもも調査いたしておるわけでございますが、私どもも船舶側の

関係者からも、いろいろ事情は聞いております。それからその他時期的な関係とか、その他に流したものがあるかどうかという点も調査して参つておるわけで、そういうような四圍の状況から、先ほど申し上げましたように、そういう濃厚である因果関係にされるというふうな思料しておるというところを申し上げたのでありまして、飯野海運とそういう問題について話し合ひたいと思ひます。

○清澤俊英君 それは犯罪ということではなくて、海難にあつて出たんだから、故意にやつたわけではないわけですから、それは犯罪とは考えられないでしょうけれども、捨てるべからざる所に廃棄した油が流れてきたものとはちよつと性格が違ふと思ひます。思ひますがこれはやはりひとつのこれだけの大きな被害を与えますならば、今までもたくさん例があるのです。したがつて、もっと深刻に何者が被害を与えたのかというくらいのこと、犯罪にならうとなるまいと、あなたのはうで調べるくらいのこと、これはあたりまえじゃないかと思ひますが、結局犯罪でないからこれをおおぼり投じた、こういうお答えになるのですか。その点はつきりして下さい。

○説明員(松野清秀君) 海水汚濁のような場合におきましては、それが犯罪に關係のあるというような場合におきましては、当然これは因果關係を究明する義務があると存じておりますが、そういう犯罪に關係のない場合も、そういう義務があるかどうかという点については、これは問題があると存じており

ますが、先ほど先生も申されますように、いろいろそういう問題が起つておるわけで、私もやはりそういうような場合でもできるだけやはり捜査をするという含みでやつて参つておるような次第でございます。犯罪に全く關係がなければ放任するというような態度ではないというところは申し上げていきたいと思います。

○清澤俊英君 私が、あれは何日でしたか視察に行つた翌日、情報をお聞きしますと、おそろく海上に滞留した油が船橋海岸を襲つて船橋海岸で約五千万円くらいの被害を与えておる。これもいろいろな点を総合すると、この油が数日間海中に漂つておつて、それがいつたんじゃないかと土地ではこう言つておる。こういうことについて水産庁は報告を受けておるのか、同時にそういう問題が起きたということについて、今までの保安庁からの考え方としては、海上にそういうものが数日間まだ漂つておつたというやうなことは認められておるのですか。もう二十六日かに行方不明になつたまま、もうそのままだにどうなつたかわからぬ、こういう考え方でおられるのですか。

○政府委員(村田三喜) 御指摘の点でございますが、この地区におきましてこの油の浮遊状態がどうであつたという詳細な報告は受けておりませんけれども、先般も申し上げましたように、十四日に遭難事故が発生いたしましたので、十六日に地元漁民がノリの採集に行つて被害を發見したそのときにも、もちろん付近に油が相当浮遊しておる。またその後にも果の担当官も現地調査に参つておるし、それらの

人々の報告によりまうれば、事件のありましたとせば、その周辺の海上には相当その油とおぼしきものが漂つておつたことは事実のやうでございます。またそれを、そんなものは跡形もないというふうな否定する報告は私どもは何ら受け取つておりません。なお、先ほど水産庁長官からも申しましたように、これにつきまうしては、船舶側の飯野海運のほうでは、ある程度自分のほうのこれは責任であるというところから、もちろん科学的な分析はともあれとしまして、すでに両方の、漁民側の代表の弁護士と、イーグル号の側の弁護士との間で具體的な話が着々進んでおるところを見ましても、責任の所在がどこにあるかというところは、おのずから常識的にはもうわかつておることじゃないかというふうに私どもは考へておるのであります。

○東郷 私は先ほどのお話を伺つておまして、海上保安庁のほうのお考え方は、だれも故意でもつて油を流したわけじゃないので、船を座礁さしてまで流すわけはないのですから、だから故意にやつたことではないといふことはわかりまうけれども、しかしこの問題は、ノリの被害を受けたほうの問題なんであつて、これの原因をはつきりさせることが、これが必要だと思ひます。で、私は無過失損害賠償も当然成立をする筋合いのものだと思ひます。その場合に、今までのお話しであります、できるだけ責任をのめられるやうな、そういうやうな表現のされ方をされておる。そこで、被害者に対して賠償をする場合に、何でも行政協定その他から言ひますと、ノリのような

被害については国が賠償をしなければならぬように規定をされておる、行政協定がなかの中にもそういうやうな規定があるやうに聞いておりますが、その点はどういふやうになつていますか。

○説明員(松野清秀君) この行政協定の問題は、まあ私どもからちよつとお答へする問題じゃないと思ひますが、間違つても困りますので、やはり調達庁に御質問願ひたいと思ひます。私どもはただ行政協定にいう、該当するやうなことはなつていない、今のイーグル号でございますが、というふう聞いております。

○東郷 今の私の質問に対する答へにひとつもなつておらないので、逃げたわけですが、調達庁のほうからひとつ御答へを願ひます。

○田田正君 議事進行。あのね、調達庁呼ばなかつたさうだけれども、私はこれは当然出る質問が予想されるので、だから行政委員であれば別段他の人でも差しつかえないのです。だけれども、それは答えられないといふのですからやむを得ない。あらためて呼んでいただくはない。そういう手続きをして下さい。

それから立つたついでだから私も一つ伺ひますが、ほんとうは水産庁に質問するのですが、せつかく工業技術院から来ていますので、この油が流れたのは、多分飯野海運のチャーターの船だろつたといふことから、さつそく中和剤をまいたといふのだ。現地でもそれは認めておるし、この間の当委員会においてもそういうやうなことが言われている。ところが、さつそくの質問にも

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

関連するのですが、定性分析でこの油とはこういう性質のものだということ、適当に中和剤でなければならぬはずなんです。そうでなければ中和剤にならぬ。そうでしょう。もしその性質が、少なくとも飯野海運ではわかっておつたればこそ、中和剤をまいたに違いないと私は思う。そうでなければ中和剤という場合になれば、あらためて海水汚濁をその中和剤投棄によつて行なうということになつてしまふ。こういうことになつてしまふが、そうではございませんか。そうでありますか。工業技術院の方と、それから次の水産に関係しますから、水産庁からも同じことについてお答え願ひたい。そうでなければおかし。

○政府委員(藤崎辰夫君) 今の問題。私的確に知りませんが、多分中和剤と申しますのは、重油を乳化する乳化剤じゃございませんか。か。天田勝正君 ございませんか。かとおれに聞いたつて困る。○政府委員(藤崎辰夫君) 私も中和剤と言われてもわかりません。○天田勝正君 だから、その油の性質がわかつてゐるから……○政府委員(藤崎辰夫君) だから重油みたいなものを、そういうものを乳化する。そして溶解性にして、水の中に、海水の中に溶けてしまふ。○天田勝正君 だからそれが油がないとすると、それ自身が汚濁になりませんか、海水の。○政府委員(藤崎辰夫君) そうは考えられません。そんなにたくさん使ひませんでしから。私も今のも

のをはつきり見ませんからわかりませんけれども、多分乳化剤じゃなからうかという気がいたします。

○政府委員(村田三三君) 中和剤の投棄の問題でございしますが、中和剤が養殖されておりますノリにどのような作用を及ぼすものでありますか、中和剤の化学的な性質にもよりますが、中和剤に対する影響力等にもよることではないかと断定はいたしたがい問題ではないかと存じます。

○櫻井忠郎君 私は、各委員からいろいろ御質問が出ましたので、重複を避けて簡単に御答へいたします。

この問題を当委員会に取り上げてからの審議の過程においての政府側の答弁、特に海上保安庁の答弁は、失礼な言い分だけれども、私どもは十分納得しかねる。私は、この前お尋ねしたのでありますけれども、採取した油が、分析したけれども同じものであるかどうかという判定に困つたのか、分析できなかつたのかという話を聞いたところ、分析できなかつた、こういうお答えであつたのです。私は、分析できなかったというところは、今の科学技術からしてあり得ない、そう思ひます。分析してみなければ同一のものであるということを証明するには十分でなかつたというところは言える。しかし、分析は不可能だということは、私はあり得ないと思ふ。この点は、過去を追及する意味ではありませんが、そういう事態がいつもくり返されて、こういう問題が起るたびに、この次からはこの次からはと、こういう答弁で政府側が終始しておられる。そうして、この次からというその新しい事態が起つたときには、やはり同じよ

うな行き方で何となしにばやけてしまふ。今後私はこういうことが、ほんとうに今後あつちやいけな。

もう一つは、これはこの前も申し上げたことでもありますが、犯罪と云言ばこういう犯罪、犯罪というたと言葉はよくないかと思ひますが、犯罪というたと言葉を使うと、犯罪科学からいって、何も油が同一のものであつたかどうかという点だけで問題を解決しようとするところに誤りもある。ある犯罪が起つた。ある犯罪が起つたら、その犯罪を起した要因はどういうことであつたのかというところを突き詰めていって、この要因以外にはそういう犯罪を起したことがあり得ないという実証ができたならば、推定される要因はこれははつきりその犯罪の要因であつた、こういう分析の仕方もあると思ふ。油の分析という問題だけじゃなしにそのほかの要因から分析していってこの問題をきめつけることはできる。私はそういう見解をとる。

そこで、私は、過去の問題は各委員からの御質問で、御答弁は十分ではなかつたのですが、前向きの方で御答弁したい。といふことは、今後こういう問題は起らないように善処いたしますと必ず政府側はおっしゃいますけれども、起らないように善処する具体的な方法いかん、私はこの点をばつきりしておきたい。そのためには今後こういう問題が起ることに備えて、少なくとも関係省間においてどういう方法によつて問題を究明し、要因を追及するか。どの省がどういう責任をどうやっていくかということぐらいは、関係政府機関の間ではつきり協定を結んでほしい。まずこの点について

いかがでしょう。関係省からお答えをいただきたい。

○政府委員(村田三三君) この問題につきまして、被害者の立場に立たされ、水産庁の立場を代表いたしまして、水産庁の立場を卒直に申し述べますと、先般も当委員会ではいろいろおしかりをいただきましたように、油によりまする水産物の被害というものは、年々非常に発生件数が多いのであります。しかも、その発生いたしました原因等につきまして、いろいろな角度からの究明が行なわれましても、なかなかそれうちに終わるという事例も多いのでございまして、こうした事件が今後発生いたさないように事前の措置を、これにはいろいろあると思ひます。行政面からもございまして、あるいは国際条約の面からもございまして、そういった面につきまして、やはり私もとしましては事前の防止策は何と申しましても外側から、そういう影響が外部から加わつてくる問題でございまして、そういう外部から加わる影響を極力防止する措置を関係各省にお願いする必要があると存じまして、先般来申し上げておりますように、油による海水汚濁の防止に關しましては、国際条約にかけて日本も調印をいたしておりますが、まだ批准にも至つていない状況でございまして、これらにつきましても、絶えず外務省等を通じて関係各省に協力を呼びかけておるような次第でございまして、今回のこうした事件を契機にさらに、そういった未然に防止策が促進されますことを念願しておる次第であります。

○櫻井忠郎君 村田次長の答弁は、予

防対策についての考えを述べられて、事件が起つてからどうするかという私の質問に対してはお答えになつていない。

○政府委員(村田三三君) 事件が発生いたしました場合には、やはりこれは当然その発生いたしました事件の原因の究明ということがまず第一に迅速にとられて参らなければならぬと存じます。その原因の究明につきましては、その発生いたしました事件の種類によりまして、これまたいろいろ関係各省間の立場もございまして、これにつきまして当然関係各省の御協力を願ひなければならぬと思ひます。もちろん水産庁といたしましては、水産庁の立場でございます原因の究明ということ、これは、これも当然にいたすべきことでもあります。また出先にそれぞれ関係府県庁もあることでありますので、そういう形では水産庁それ自身としても迅速な措置が必要だと考えております。

○政府委員(辻重男君) 海運局といたしましては、今の御質問にびつたりいたさないかと存じますが、海水汚濁の問題がだんだんとやましくなつて参りまして、実はこれにつきましては、先年ロンドンにおいて各国集まりまして、油によりまする海水汚濁防止の会議がございました。まだ日本は批准してないのございしますが、最近の情勢にかんがみまして、実は現在ロンドンでまたその会議があるのでございまして、私のほうからも代表が行つておりました。その改正案の内容を検討いたしまして、できるだけすみやかに批准して施行したい、かように考えておる次第でございまして、

○**東條** 今の御答弁というか、お話をから考えまして、一九五四年の油の云々ですから条約は、それがなぜ日本が批准をされなかったのか、その理由をひとつ明らかにして下さい。

○**政府委員(辻原)** この海水汚濁の条約の基本としております点は、ある一定の水域に油を遺棄しないというところが重点でございます。そのために船舶に対して油水分離機のような施設を備えさせるということ、でございます。それから船といましては、油水分離機で油と水を分離いたしまして、油分を航行中船に積んでおきます。それで港に入りました際に、一定の施設を持ちましたところでこれを処理する。したがって、港におきましてそういう油の処理の施設が必要なんです。特におきまして、船に施設をつけます。これは、特に今小さな船につきましては、非常な負担になるという点と、それから港湾にそういう施設をするという点につきまして種々の困難がございまして、そのために今まで批准をいたさなかったというおまな理由でございます。

○**櫻井** 御答弁、どうもあまり満足な御答弁がいただけないのでありますけれども、海上保安庁は神奈川県工業試験所に頼んでおる。それから千葉県側がどこでしたか、どこか別のところに頼んでおる、こういうあり方ではなしに、私は問題の究明を積極的に行明する、という政府側に熱意を常に持ち、そういう事態が起ったならば、急速な原因解明の方法をとる準備態勢というものを常にしておく、何人もをそろえておきなさいということを言っておるのじゃないのです。たとえば神奈川県

県の工業試験所に頼んだ、そしてこの委員会でも何回も何回も催促して、その結果二十何日間かの時間をつぶして、そのあとで分析不能でございまして、こういう回答が出てきたのでは、だれしもが納得されない。おそろくだれも納得できないと思う。私共党でありますから、あまり政府にきびしいことを申し上げるのはいささか差しひかえなきやならぬかとも思ふけれども、(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)いや、個人的には思うのだけれども、どうもだれしもそういう点では納得されない。であればこそ、前向きな姿勢で今度こういう問題が起った場合に相

変わらず今度のような結果からいけば、時間を浪費したような形で終わるというところは、これはもう耐えられぬ。ですから、今度こういう事態が起った場合には、どういう方法をとるの、という基本的な方針については、少なくとも水産庁と海上保安庁で協議を作っておかれる、このくらいのことでは当然じゃないかという点ですが、いかがでしょう。もう一度その点について御答弁をお願いいたします。

○**政府委員(村田)** たいま櫻井先生の御指摘の点、まことにごもっともだと存じます。実はこの問題が発生いたしましたけれども、私も再三海上保安庁とも連絡もとって参つてきておるのでございまして、御指摘のよう

に出動態勢がとれるとか、そういう性質のものであるかどうか、多少問題もあるろうかと思ひますが、そういう具体的な点は、関係各省ともよく具体的に検討をいたしまして、態勢をいたしましては、ただいま御指摘のような前向きな態勢で迅速なる臨機応変の措置がとれたのじゃないか。これはもちろ

○**説明員(松野)** 今後水産庁とも十分協議をして、遺漏のないようにいたしたいと思つております。○**櫻井** 御答弁、もう一点だけ、先ほどちよつと御執れになりましたが、一九五四年の条約ですね。この批准を急がれる意思があるかどうか、外務省からお答え願ひます。

○**説明員(山中)** 一九五四年条約は、どちらかと申しますとヨーロッパ方面の国の沿岸の汚濁防止の目的で規定ができておりました。日本のようなばつとんとはかの国から離れた国に必ずしも適用しないような条約がございまして、今まで批准しておらないわけでありまして。しかしながら、日本は主

ための国際会議が行なわれております。四月十二日まで行なわれます。それにおきまして日本代表団に対しましてできるだけ日本が早期加入できるように規定に改めるように訓令いたしております。各国の修正意見が日本が加入しやすくなる方向に向かいますならば、これはあるいは早期加入が実現するのじゃないかと考えております。

○**天田** 正答、あなたがそういうことを今、答弁されて、どういう立場の人かわからぬが、そういう答弁をしていいのですか。おかしいのですよ、それは、北欧の国々には適用される条約で、日本のように飛離れているところ

も、そんなことを言つてよろしいのですか。おかしい。だつてここには三十二カ国が署名しております。日本はもちろんそのとき署名して

改正意見が出ています。何んか今までののはあまり日本に關係ないから、国会に批准手続をとらないようなことをおっしゃるけれども、それはあなた内閣の方針として承つてよろしいのですか。それだったら、ほかの委員会、あるいは予算委員会等必ず問題になります。日本政府はけっこうだとして賛成しているのです。賛成して

○**説明員(山中)** 先ほどの私の答弁がもしそのような印象を与えておりましたら、申しわけないと思ひます。ただいまおっしゃいましたようなことでございまして。要するに国内法の整備が、あるいはその国内的な措置がいける問題がありまして、ただいままで批准しておらない状況であります。

○**小笠原** 三三男 ことごとこの前から質問しているのですが、簡単にこの事件ですね、この事件についてはつきり伺いたいです。国民の立場からこの事件についてのいろいろな扱いについて、国のどこが責任を持つのか、このノリに被害が起る、その原因は油である、この種の事件を扱う、国の援助を受けて加害者側との民事的な損害賠償なら賠償を請求する、それらに対して国の援助を受けた、そういうとき、国としての責任者は窓口はどこなんですか。

○政府委員(村田三三三) 被害を受けます者が漁民でございますので、その漁民の救済措置を講ずるという立場からは、水産庁が当然窓口になると解します。

○小笠原三三三 では水産庁は救済の面だけ、じゃその原因究明の部分は客観的に自動的に海上保安庁なのであつて、水産庁としてはその部分までは責任がない、こう言うのですか。

○政府委員(村田三三三) 水産庁が被害を受けました漁民に対する応急の措置なり、あるいは恒久的な措置を講じます場合には、いろんなこれは原因によりまして措置の態様も変わつてきておられます。たとえば天災の場合でございますれば……

○小笠原三三三 じゃいいんですこの問題だけで。

○政府委員(村田三三三) この問題でございますれば、やはり普通の天災などとは原因が違ひまして、まず、その原因の究明ということが当然必要になつてくるかと思ひます。この原因の究明につきましては、たまたま今回のこの事件は、外国の船が座礁しまして、その油が出たと思はれるということから、海上保安庁なりその他の立場からのその原因の究明をお願いしてやる筋でございます。

○小笠原三三三 だから海上保安庁が自動的に自動的に任務、責任としてノリの被害関係まで調査をする、そういうものであつて、水産庁はあつて、知らないのです。水産庁は原因を究明してもらつて、他の関係機関に水産庁の責任で要請してその究明に当たつてはいるのですか、その点は

はつきりしていただきたい。

海上保安庁は、どういふ職分によつてノリ被害の油と、このイグル号の油と同質であるかどうかということをおわれわれに追及されておると思つておるのですか。迷惑だと思つておるのじゃないですか。本分ではないと思つておるのですか。

○説明員(松野清秀) 犯罪捜査の面から、海上保安庁はそういうやはり原因を追及する責任があると思つておられます。

○小笠原三三三 じゃあ水産庁。

○政府委員(村田三三三) ただいま海上保安庁から御答弁のあつたとおりだと存じます。

○小笠原三三三 そうですね、水産庁としてはぜひこういう点を、原因を究明してもらいたい、自分では究明する手段を持っておられないから、海上保安庁に、あなたの職分なんだからしかりやつてもらいたい、こういう要請をし、そうしてただ海上保安庁がやつた報告を受けて、さうでございませうか、ではこうでございませうと、それを代弁するだけなんですか。責任の主体を持つておる政府機関はどこなんですか、この事件について。水産庁と海上保安庁との共同責任だと、こういうのですか。

○政府委員(村田三三三) 原因の究明の問題は、これは今後の損害賠償その他の問題と関連する問題でございますが、一たん発生しました損害につきまして、損害賠償の問題を離れまして、いろいろ漁民の今後の救済措置というものは、当然これは沿岸漁民の救済に関する問題でございませうので、そういう面からの対策は、水産庁が県当

局と十分連絡をとりながらやつていかなきゃならぬと考えております。

○小笠原三三三 私はそういうことを聞いておるのじゃないのですよ。最終的にどこまでもこの事件を究明し、事態を明らかにして損害賠償なら損害賠償の問題で漁民が不利益を見ないよう、あるいはその他、国がこの被害を受けた地域について援助の手を伸べるなら援助の手を伸べるということ、それをやる官庁はどこなんですか。責任を持つところはどこなんですか。私たちは海上保安庁にだけこうして、お前たちは何でそんなしつかりした調査をしないのかなど追及しておつて、それをただ水産庁では、それはそれらのはうだといふので聞いておると、どうもこの態度がおかしい。じゃあ、海上保安庁から水産庁としては一切の報告を受けておつて、それだけ資料である。こういうことですか。飯野海運と業者とがとやこうしておるなんということは、それはよその話なんです。そうでなくて、この問題は、これこれこれこれであるから、飯野海運においてこれが損害を賠償せられるように関係業者団体等を援助してその始末をしてやるのだ、こういうような態度が水産庁に出るとすれば、その原因となるものについて客観的な資料がなくなつてしまふ。さつきから油の質がどうかとかいふことについて、物理的証拠なんですから、櫻井委員がいろいろ、物理的証拠がなくなつて、状況証拠によつて先ほど海上保安庁のほうから話されたように、これ以外にここにこの油は他にないのがある。そう推定され、その推定範囲面積はどれどれ、どれぐらゐの海域であつてこういうふうである、かりに民事訴訟が国際的に起つて、そうして争ひになつても、この状況証拠を持つて関係団体から必ず出させることができて、そういうふうな資料を水産庁持つておるのですか。あとでわけがわからなくなつてしまつて、泣き寝入りさせられることをおそれるから、われわれは調査をしてもいいと思つておるのです。損害賠償の問題を国みずからなり兼ね、それそれ直接間接の救済なり対策を講じなければいけません。その責任はどこにあるのかというのを聞いておるのです。かゝる事件になつて、法廷でさあ証拠を出せとなつた場合には、これは海上保安庁まで水産庁は知らぬといふのですか。はつきりしたものを持つておるのですか。

○政府委員(村田三三三) 確かに御指摘のように、この事件の原因のきめ手になりまふそういう科学的、技術的な分析の結果はつきりいたさないことは、まだ今日に至つてもはつきりいたさなかつたことは、非常に残念だと思ひますけれども、ただ先ほど来、いろいろ諸先生から御意見も出ましたように、これはそういう油の分析の結果がどうかというところだけで、それをただいたすに手をこまねいておるわけじゃ参らぬと私も考えております。また、私も本件の加害者とおぼしき、推定されまふ船舶がアメリカの関係の会社でございますので、大使館にも何回もこの問題の善後処置の促進につきまして、水産庁から担当官が出向きまして協力を要請したりしてゐるような次第であります。また、私

ども、すでにそのような意味で、外国のほうの会社側もこの問題については、そういう示談的な解決といふか、善後解決におきまして、すでに相談に應ずる態勢に入つて今日まで参つております。ただ御指摘のように、その際にも、もし一たんその話が不調に終わるようなことでもございませうば、ただいま申しました油の分析などということは、やはり重要な問題にもなるわけでございます。その点十分確實な分析が得られなかつたことは、返す返すも残念でございますけれども、そのためにこの事件がうやむやに終わるということであつては相ならぬと思ひまして、そのつもりで今後対処して参りたいと、かように考えております。

○小笠原三三三 どうも私聞いてゐることは、そういうふうな問題を聞いてゐるのじゃない。そういう、あなたが言うように、大使館に話をして協力を求め、飯野海運との間に話し合ひを進めるとしても、物理的証拠が見つからなかつたらやむを得ない、認めまじやう。それはしかしながら、推定される、のがれがたい状況証拠といふものは、はつきりとおられるのかというのを聞いてゐるのです。それがなかつたら、示談といひましても、非常に幅のある問題になつて、不調に終わるか成立するかわからぬのです。これこれのものは、確かにあなたのほうのものであるという、そういう状況証拠といふものはあるのですかと聞いてゐるのです。またそういうことについて、唯一の証拠を出せるところは水産庁なんです、海上保安庁なんです、かとい

うのです。

○政府委員(村田三三) 水産庁とい
たしましては、直接この被害の原因の
究明は担当いたしておりますので、
原因究明という立場からの証拠とい
うものは持ち合わせていないのでありま
す。

○小笠原二三男 それなら、ただ客
観的には、いかなる油であるかはわか
らないが、油によるノリの被害、この
範囲だけしかあなたのはうにはわかっ
ていないというのですか、それなら、
飯野海運との間に何で話を進めるので
すか、飯野海運であるか、この会社で
あるかわからないのじゃないですか、
私の言うのは、イーグル号の油によっ
てこれだけの被害が起こったのだ、そ
れは油の質については鑑定できなかった
けれども、空中写真なり、あるいは
現地におけるノリの被害の状況等から
見て、これこれなんだという状況証拠
があるのかと聞いているのです。

○政府委員(村田三三) 前回の当委
員会でも私お答えをいたしたのでござ
います。油の分析という見地からの
確実な証拠のございませぬことは御承
知のとおりでございますが、ただ、先
般も櫻井先生からも御指摘がございま
したように、あれだけの集中的な被害
がある事実、集中的に発生しているとい
うこの客観的な事実、またその当時
あの周辺に物好きに大量の油を流した
という人もない、たまたまイーグル
コリア号がそこに座礁した、座礁して
油が流出したという事実以外にないとい
う、そういうむしろ客観的と申しま
すか、常識的な判断に基づけば、当然
これが原因ではなからうかという立場
で、私どもも善後処置を講じていいの
です。

ではなからうか、またそれを裏づけま
すように、イーグル・コリア号の日本
側の代理店におきまして、すでに事
件の善後措置についての話し合いに
も乗っておりますし、また、私ども
が県庁の担当官から連絡を受けました
ところでは、その会社はとも自分の
ところのようでございますというこ
とも暗々裏に認めているというふう
に聞いておりますので、そういう立場か
ら善後策を至急に講ずる必要があると
判断しているものであります。

○安田鐵雄 議事進行。あのね、小
笠原委員の聞いておられるのは、原因の究
明も被害対策も合わせて水産庁が持つ
のか持たないのかということなんで
す。水産庁の責任でこれはやるのか、
そういうことを聞いておられるのです。
これはどうですか。

○政府委員(村田三三) 水産庁自身
といたしましては、原因を究明する場
合に、たとえば両当事者が正式にその
意見を表明すれば、これは簡単な
ことで済むのであります。今回の事
件のように、また従来もしばしばある
のでございませぬが、海上に浮流する
油によってノリが被害を受ける、その
原因の究明は一体どこがやるのかと申
しますと、水産庁それ自身はそういう
原因を究明する機関は直接持ち合わせ
ておられないのでございませぬ。したが
いて、当面その被害の発生を受けた
関係県庁なりその他が、被害を受けた
した漁民と相談しながら、適当な機
関に、もしそれを分析する必要がある
ば分析もいたしまして、話し合い
をする必要があれば話し合いをする
というふうなやり方で措置をして参
ります。

○小笠原二三男 あのね、どこかの
果が必要があれば原因を調べるのだと
か、いろいろのことをあなたはおつ
しゃっているがね、水産庁は調査をす
る機関を持ち合わせない、よろしいそ
れは。しかし水産庁が自分の責任で原
因を究明すべく、ある場合には海上保
安庁、ある場合には県、ある場合には
どこかというふうに、水産庁自身が主
体的に原因を追及しよう、こういうこ
とをやめるのかやめぬのかということ
なす。その必要は私のほうはないの
でございませぬ、それは県なり何か
がやりなす、それはいいでしょう、こ
ういふことなのではないか。何かあな
たのほうは、今回の事件については、そ
の部分だけは第三者的な立場で、はた
に立って見ているような格好なんで
す。

○政府委員(村田三三) 御指摘の点
でございませぬけれども、役所の機構と
申しますと、権限と申しますと、その
面から申し上げますと、第一義的に
は、被害が発生いたしますと、役所
の立場でこの問題を処理するといふこ
とになりまして、今までは県
庁がこれをまず処理の責任の第一線に
立ててやっておるのでございませぬ。そ
のまた事務の性質によりまして、県か
ら報告を受けたらいたしまして、また
そのために必要な応援なり援助とい
うことは水産庁もいたしております。も
ちろん、水産庁がして悪いということ
ではございませぬけれども、行政組織
の建前上は、第一義的には県庁がまず
こういふ事件の処理に当たっておるの
が通例でございませぬ。

○小笠原二三男 行政組織的にはな
くて、何をあなたがおっしゃるのです

か。それはそれでいいでしょう。それ
はそれでいいでしょうが、あなたのは
うは報告を受けたところさうだ、そう
して何かの場合に、将来それは事実
にたがったというときには、それは調
べた県が悪かったんだ、私はあずかり
知らぬ、こういうことになるのですよ。
そんなばかなことはいじやないです
か。ましてこれは国際的に事件となれ
ば争いになる問題なんだ、それを県限
りで調査する、それでもないのさ。
さうでなくて、水産庁自身がノリの被
害対策をやるのが、救援措置を講じよ
うが、もろもろの措置を講じようとい
うとき、自分みずからさまたまな方
面においてこれが原因を究明し、客観
的な事実に基づいて幾多の施策をとら
なくちゃならぬでしょう。県から出
てきたものをうのみにしてやるなんて
いうことは、行政組織法上も、自然災害
何かの査定なんという場合にそんなこ
とをやりますか。査定官なり何なり派
遣して、現地に当たってみて、そうし
て報告書と照らして、そうして水産
なり農林省自身の責任で査定し、災害
額を決定するのじゃないのですか。ま
たその際には、原因だつて究明されて
いるいろいろな措置が公共事業なら公共事
業として行なわれるのじゃないです
か。何にせよ、水産庁は機関を持つてい
なくとも、もう水産庁自身が最高の、最
終の責任を持つ。一切のものはそこに
行つたらもう人知を尽くして調査し得
た資料というものはあるのだ、そうい
うような形になつていなかつたら、そ
れは漁民としても不安心でしょう。あ
るいは県にまかせておるなら、県の報
告を取つたら、その報告が吟味されて
これが妥当であろうというふうな措置

をとつたらとつたで、そういうものを
確固動かない一つの資料、証拠として
水産庁はお持ちになつておられなく
ちやいかぬでしょう。それが個々ばら
ばらにいろいろな証人証言が出てく
るといふことだつたらどうなります
か。あるいはがばつて逃げを打たれ
たらどうなります。私はだから最初か
ら聞いておられるように、櫻井さんの御
質問もありましたから、こういうもの
が最終的に責任を負うのだ、どこ
に行つて聞いたら事態の真相という
ものが明らかになるのだ、こういうこ
とを聞いておられるのだ、こういうこ
の方面は千葉県でございませぬ、私の
ほうは対策でございませぬ、そんなこと
を言つておられますか。政務次官、こ
れいいんですか。

○政府委員(中野文門) ただいま
の、船が故意でなしに座礁によつて事
故を起こして、客観的情勢から判断を
した場合には、その船から流した油で
ノリ被害が起きたといふこと、そのこ
とにつきましての最終的と申しますか、
取り扱ひの責任官庁はどこであるか。
責任はどこで持つべきか、最初から最
終までの積極的な取り扱ひの立場の政
府機構がどこであるかといふことにつ
きましては、非常にこれは当然の御質
問でございまして、明快にその事柄に
ついてこの席で右左の御答弁を申し上
ぐればよいのでございませぬが、直ちに
この席で私申し上げるわけに参りませ
んので、至急に十分にひとつ検討と申
しますか、その間の事柄を明らかにい
たしまして、すみやかな機会に御答弁
さしてまいりたいと思ひます。と申し
ますのは、私自身農林省の内部にお
つて政務次官を拝命しておつて、何も

か。それはそれでいいでしょう。それ
はそれでいいでしょうが、あなたのは
うは報告を受けたところさうだ、そう
して何かの場合に、将来それは事実
にたがったというときには、それは調
べた県が悪かったんだ、私はあずかり
知らぬ、こういうことになるのですよ。
そんなばかなことはいじやないです
か。ましてこれは国際的に事件となれ
ば争いになる問題なんだ、それを県限
りで調査する、それでもないのさ。
さうでなくて、水産庁自身がノリの被
害対策をやるのが、救援措置を講じよ
うが、もろもろの措置を講じようとい
うとき、自分みずからさまたまな方
面においてこれが原因を究明し、客観
的な事実に基づいて幾多の施策をとら
なくちゃならぬでしょう。県から出
てきたものをうのみにしてやるなんて
いうことは、行政組織法上も、自然災害
何かの査定なんという場合にそんなこ
とをやりますか。査定官なり何なり派
遣して、現地に当たってみて、そうし
て報告書と照らして、そうして水産
なり農林省自身の責任で査定し、災害
額を決定するのじゃないのですか。ま
たその際には、原因だつて究明されて
いるいろいろな措置が公共事業なら公共事
業として行なわれるのじゃないです
か。何にせよ、水産庁は機関を持つてい
なくとも、もう水産庁自身が最高の、最
終の責任を持つ。一切のものはそこに
行つたらもう人知を尽くして調査し得
た資料というものはあるのだ、そうい
うような形になつていなかつたら、そ
れは漁民としても不安心でしょう。あ
るいは県にまかせておるなら、県の報
告を取つたら、その報告が吟味されて
これが妥当であろうというふうな措置

をとつたらとつたで、そういうものを
確固動かない一つの資料、証拠として
水産庁はお持ちになつておられなく
ちやいかぬでしょう。それが個々ばら
ばらにいろいろな証人証言が出てく
るといふことだつたらどうなります
か。あるいはがばつて逃げを打たれ
たらどうなります。私はだから最初か
ら聞いておられるように、櫻井さんの御
質問もありましたから、こういうもの
が最終的に責任を負うのだ、どこ
に行つて聞いたら事態の真相という
ものが明らかになるのだ、こういうこ
とを聞いておられるのだ、こういうこ
の方面は千葉県でございませぬ、私の
ほうは対策でございませぬ、そんなこと
を言つておられますか。政務次官、こ
れいいんですか。

○政府委員(中野文門) ただいま

も知らなくちゃならぬわけですが、そういうわけにも参りませんし、特にこれがまあ常識的な私の考えかも知れません。船が座礁して油が流れて、沿岸の漁民が、沿岸のノリが大きな被害を受けた。それだけのことを見まする場合に、これが故意でないという限りにおいては犯罪ではないでございませう。しかし、事実は船の油によってノリが被害を受けた。農林省の立場から、かりに私自身の判断で考えてみました場合に、先ほども水産庁の次長が申しましたように、直接この沿岸漁民の救援と申しますか、援護措置につきましては、これは水産庁の積極的な動きが当然の義務として私はあらうと思ひますが、ただその場合に、たとえば訴訟する場合に、それがその事件に対しては訴訟を起すような場合には、一体訴訟者が国であるか、その被害を受けたその漁民であるかという点などから、その権利の主体と申しますか、事件の進捗、事件を推進する主体が国であるか府県であるか、被害者の漁民自体がまず第一義的な関係者であるかという点があるが、味されなくてはならぬと思ひますが、本件に關しましては、これは從來たびたび事例もある、油による魚介あるいはノリ等の被害の例がたびたびありますので、その事例について将来もこれは必ずあるでございませうが、そういう場合に国の機関がどのような形で、おのおの分野、どこが責任を持って直ちに事件を究明し解決をすべきであるかという点があるが、どうも私今皆様方のお話を聞いておりました、みづからまだ判断に苦しむ点がございしますので、これはそういうことで

あつてはならぬと思ひますが、十分に今どこに責任があるか、水産庁は一体積極的にこの事件をどこまで処理すべきか。義務と申しますか権利と申しますか、農林省水産庁の立場というものがどこで線が分かれておるかということにつきましては、一口にここでお答えをする自信がございませぬので、すみやかな機会に御答弁をさせてもらいたい。かように思ひます。

○小笠原三三男 援護なり事後の対策をとるためにも必要で、のみならず事外国船舶との関係で、示談であろうが争ひであるうが問題を処理しなければならぬ。その当事者が争ひの問題でも示談の問題でも話し合いを進めるといふ場合一つ例にとつてみても、あるいは援護の対策をとるにしても、どうしてこういうものがどの範囲に被害を受け、その被害はどの程度のものかであるという客観的な事実というものは、これは県のきめ方、国のきめ方、当該被害者のきめ方によつて違ふんですよ。同じわれわれがらつておる請願なり陳情書を見ても、ある地域々々によつてはその被害額の決定の基準等、みな違ふ。そして総額的なものも違ふ。それらが千葉県なら千葉県でとりまとめられて国にくる。国はどの程度のものが客観的にそれは被害があるのか、最終的な決定をしておけば、それは動きがたいものとして相手方との間にそれが根拠になつて主張できるという問題もありませうし、あるいは外交的に大使館の協力を得るにしまして、客観的なそういう事実関係というものがあるが、ただそれと然と協力をお願ひしますでもないかんでしよう。被害総額というものをはつきり打ち出さなければ対策もとれないでしよう。それらを調査の結果とりきめするのには、私は水産庁だと思つておる。千葉県の水産課なら水産課が調査してあがつてくるというのには、これは千葉県の水産課の千葉県行政が持つておる固有の事務で、それは、そういうことは国として機関委任している事務ですか。それやこれや考えれば、あなたたちは出先出先と先ほどから言つておられますが、結局そういうものを集計して最終的にきめるものは、国の仕事だと私は思つておるんです。災害の関係は、そういう客観的な事実、資料関係、状況証拠というものがなければ、あらゆる場合に問題になるだらう。したがつて、それらをはつきりさせておいて最終的な責任をとるところは、水産庁なら水産庁でということを確認しておいて、その上立つて他の関係機関の協力を受けて、関係ある漁民に多くの損害を与えないような取り組みを水産庁としてすべきではないか。こういう趣旨から私は重ね重ね質問しておるんです。

○政府委員(村田三三男) この種の被害が発生いたしました場合に、それに對する救済措置、あるいは善後措置を講じます行政面からの第一次的な官庁は、県当局だと私は解釈しておるんでございしますが、本件のように非常に問題が範囲が広範で、関係各省にも連絡のありますような問題は、やはりどうしても水産庁が県だけにまかせられないで、県ともちろん十二分な連絡はとりましますけれども、中央における取りまとめ役的な立場には立ちまして、積極的にこの事件の解決をはかるような措置を講じて参るべきだと考へます。

○天田勝正君 どうも今の小笠原委員との質疑のやりとりですがね、あくまでも第一次的には地方庁だ地方庁だと言ひ張るんですがね。たとえば加害者のない農業災害のごときも、雨が降つた、風が吹いた、こういうようなものはどこにも加害者はいないんですよ。天然自然のものなんですよ。だけれどもそれだつて第一次的には市町村、県なんですよ。だけれども結局国会でこれが議論される場合は、取りまとめた責任者は農林省でしよう。われわれは一々県知事と呼ばひ出したり、県の食糧事務所長などを呼ぶわけにはいかない。そういう取りまとめの責任の官庁というものがなければ、今後当委員会において国政を審議する上においてはどこに差しかえる。第一義的にはほとんどのものがこれは末端の地方自治体に違ひない。そこをどうするかをはつきりしてもらひたい。

もう一つ、これは議事に私も協力する約束をしましたから、早く実は済ましたいと思つておる。で、これは委員長にもお聞き取りおき願ひ、かつ水産庁あるいは政務次官なんかでけつこうですが、お答え願ひたいことは、過日の委員会において私はこの提出されたこの資料について質疑をいたしたんです。これは三十九か例示がされておるんです。この今回と同様な被害が三十九、それを見て何分の一でもスズメの涙ほどの補償をされたというのには、二つか三つしかないのです。これは二つか三つしかなくて、はなはだしいのになると、原因がどうとうわからなかつたというふうな対策なんです。あるいは自然にしがきて、そしてついで油なんというものは行方不明になつてしまつたというのが対策なんです。これは対策じゃない。もつとはなはだしくなると、対策の欄が白紙でちつとも書いてない。何も書いてない対策というものはないはずじゃないですか。こうやつたんだ。そうしたところ、そのときの答弁は、これはさっきからの答弁と同じように、それは県からあがつてきたものでございします。私どものほうのあずかり知らざるところでございします、こういう答弁だ。それではそういう資料を要求するとき、事水産に關する限り、委員長、私もどこに資料要求するんです。一々地方庁へ行つて、水産課というのか何というのかそこに行つて、資料要求しますか。国会法には資料の要求ができると書いてある。できるといふのは、法律解釈上出さなければならぬと解釈すべきだというのが統一見解だ。いいですか。そういう場合にこれは委員長がこの委員会を主宰をなさるにいつても今後問題だと思ふ。この資料は一体われわれはどこへ要求できるか。できるというところは、出さなければならぬという解釈だ。この点どうです。

それから同時に、水産庁のほうにいてはそれでは私どもの責任においてちゃんと調べて、そうして資料を提出いたしますと、こう申されておつたんだけれども、それはどうなつておる。この点を伺ひます。

○政府委員(村田三三男) 先般天田先生から御指摘のございましたその資料の、対策等についてブランクのところがあつたというおしかりをこうむつたのでありますが、あの資料は、

当委員会からの要求がございまして各県に照会をいたしまして、その照会のままを印刷に付した次第でありまして、御指摘のように対策がそのままだとランクになっておる、はなはだこの点は申しわけないと思っております。先般も申しましたように、これらにつきましては、水産庁といたしまして、対策の不明なもの、あるいは報告の内容の不明なもの等につきまして、ただいまあらためて県庁に再調査をいたしておりますので、できるだけ早い機会にこれらの点を明確にいたしたいと存じております。なお、今後こういう問題につきまして、十分水産庁といたしまして、県のそういう被害についての報告等につきましても、積極的にそれらの措置が講ぜられまするよう配慮を加えつつ、県庁の指導に当たりたいと存じております。

○天田勝正君 それで、もうやめますがね。とても果てがない。要するに、農業災害なんかの場合に、それはそれぞれ農林省の農地局なり振興局なり、いろいろな局がありますけれども、そのそれぞれの局においては、県庁からも報告を求めたり資料も取りまします。取るけれども、それは自分たちの行政処理上便利だから取るんであって、国会に対しては、農林省のそれらの各部署が責任を持って出してくるというものがこれは普通でしょう、委員長。それを内部の説明をされて、千葉県なら千葉県、神奈川県なら神奈川県のほうに責任があるんだという言ひ分をするもんだから、皆さんがわからなくなるんだし、私もわからなくなる。そういうのでなく、それは内部的には行政運営上の便宜として、地元の漁業協

同組合からも聞くこともあろうし、県庁からも聞くこともあるだろう。しかし、少なくとも国会、当委員会においては、水産庁が取りまとして、その答弁なり資料提出なり、あるいは対策なりについては当たるといふのでなければ、今後水産問題のこの運営を委員長どうされる。そうして、私どもは資料の提出については、あくまでも水産庁に求めるんだ、こういうことでよろしゅうございませうか。もし委員長が即座に御答弁が無理だとすれば、速記をとめてこの点協議して、きちっときめておかないかと将来困るですよ。

○委員長(梶原茂雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(梶原茂雄君) 速記を起こして下さい。

○清澤俊彦君 さっきからいろいろ質問しておりますが、どうもやっております。これは、本腰のところが見えないんだ。見えませんでしよう。だから、飯野海運との話し合いが、飯野海運である程度まで被害をこうむったんじゃないかというように言うておる。これは、飯野海運とどういふ話し合いをしたんだ、いろいろ話し合いもしてみました、こういう答えがあるけれども、天田君の質問に対して、何とか中和剤の問題、そういうものは何にも知らない。私は、少なくとも飯野が、そういうことを自分のほうで、県庁や漁民の話から見れば、大体認めておる、こういうことがありましたらば、どういうところをどういうふうに認めておるんだかぐらいのことは、ちゃんと聞き出して、当人も、飯野も言うておるか

ら、われわれとしても、結論として大きな疑いを持つておる、海難によって流されて出た油で災害をこうむられたのじゃないかと、こう考えておる、これぐらゐのものはつけてもらいたいんだ。そういうものに對して何らないんだ。こまかいことはやってもらえないというんだね。これが一点です。だから、これをどうしろとか、いいとか悪いとかいう御返事は要りませんよ。

第二点としては、今の問題で、どこに責任があるかという問題で、その油の性質というものを探し出す場合、過去の例からいっても、なかなか海面に浮かんだ油とか、あるいは数日を経た油とか、護岸に付いた油とか、網についた油とかいうようなものが、今までの経験からいって、大体被害を加えるのであろうと思われる船の油とは性質の違ったものができてる。それはあるいは水の関係や、天気の関係や、温度や、いろいろ私は科学は知りません。知りませんが、そういうことによつて変質をするのではないかとこの疑念があるから、したがって、そういうものをあらかじめこういう油をどこで流した場合、何日間海上を漂流しておいて、どういふところへこの油が着いた、そういう場合にその結果はこういうものが出たというぐらゐのことを常に試験しておいたらいじやないか、こういうのです。それは大体だれがどう考えてやるのか。きょうは私はそれを聞きしよと思つた。

それから第三点としましては、先ほども言われておるこの事件後、油が海上を漂流したことは認める、こういうのであります。その油はそのまま放置しておいて、十数日を経て、現に船橋

の漁場を荒らしておる、こういうものに対しては、一体どう処置しようとしておられるか。結論からいいますならば、これだけの被害を与えておる重大問題が、もつと真剣に被害を与えないうようにするための海水汚毒というのです。その問題等を、法律をもつて規定して、相当の経費をかけて常に調べておく必要があるのじゃないかと思つて、そうじゃなかったら、いつまでたつても、こんなものは片づきやしない。今出されておる被害の件数、その内容等の調査、あれに漏れたものが幾つあるのかわからない。私たちが聞いているだけでもまだたいへんある。そういうものはみな伏せてある。これだけじゃ足りないのです。それを沿岸振法における沿岸振興としては、養殖にこれから大いに力を入れるのだ、こう言うておられる水産庁等が、このままこれを放棄しておいて、何が沿岸振興の振興になるのか、もつと本気でやつてもらいたい。こういうことを私は言いたいのです。農林次官どうです。今までの経路で話し合うだけでなく、私のいう沿岸振興の振興、これからのあり方について、こんなものが発生したら片っ端からだめになるでしよう。そういうことについて根本的に何か考えるのか考えないのか。これが一つ。

その次には、先ほど伊東さんの説明によりまして、今いろいろ関係当事者によつて弁護士等を相手にして飯野海運と損害賠償等の話もしているのだから、それらがきまるまでこの問題を農林省がとる、水産庁がとるいろいろの施策を勘案して考えている。非常に急を要するものであるから、これとは別に、先日この問題が出たとき、森君が

の漁場を荒らしておる、こういうものに対しては、一体どう処置しようとしておられるか。結論からいいますならば、これだけの被害を与えておる重大問題が、もつと真剣に被害を与えないうようにするための海水汚毒というのです。その問題等を、法律をもつて規定して、相当の経費をかけて常に調べておく必要があるのじゃないかと思つて、そうじゃなかったら、いつまでたつても、こんなものは片づきやしない。今出されておる被害の件数、その内容等の調査、あれに漏れたものが幾つあるのかわからない。私たちが聞いているだけでもまだたいへんある。そういうものはみな伏せてある。これだけじゃ足りないのです。それを沿岸振法における沿岸振興としては、養殖にこれから大いに力を入れるのだ、こう言うておられる水産庁等が、このままこれを放棄しておいて、何が沿岸振興の振興になるのか、もつと本気でやつてもらいたい。こういうことを私は言いたいのです。農林次官どうです。今までの経路で話し合うだけでなく、私のいう沿岸振興の振興、これからのあり方について、こんなものが発生したら片っ端からだめになるでしよう。そういうことについて根本的に何か考えるのか考えないのか。これが一つ。

三点について伺ひしてあります。その際には、この問題と別にそのことは考えます、こういう御返答だった。いろいろ被害によつて生ずるこれからの問題について、その点は水産庁として考えて、損害賠償とは別にやつていくのだ、こういうお話だった。そうすると、きょうの水産庁長官のお話とは全く違つたものが出てくる。私は村田さんにお伺ひするが、水産庁としては、疑わしい、大体これでないかということはわかるのだから話し合ひで、水産庁が復旧をするものの中に相当額を取れるとお考えになつておるのかどうか。おそらく、それは私は問題であらうと思ひますから、いつになつたら、そういうことを大体あなたの方のほうで研究して、法律的のことをもつと詳しく研究して、言ひたいことはありますが、こういう場合には私は言わな

いだけだが、研究して、一日も早く現に起きつづめるのりの漁場の災害復旧に對して、これは私は災害だと思つて、復旧に對して水産庁はどう手を打たれるつもりか。じんぜん日をむなしうして、飯野海運と業者の間の弁護士が話しているのを待つて、もう損害が全部過ぎてしまつたあとで何とか考えよう、こういう御趣意なのか。これは重大な問題です、漁民にとっては。この損害賠償はなかなかむずかしいと思ふ。私はしろうとですが、今までの例からいくとむずかしいと思ふ。だからこういうことを言うのは、いいぶんぎをつけて大体の結論を出して、とるべき措置を、損害賠償と離していつごろまでにとられるのか、その見通しをはつきりしていただきたい。

○政府委員(村田三喜) 御指摘の点

まことにございまして。先ほど水産庁長官からお答えいたしましたように、両当事者間でこの問題についての善後措置の話し合いをいたしておりますが、これは損害賠償の問題でございまして、それはそれとして、当面の対策といたしましては、あの漁場の今後の対策、処理をどうして参るかという問題が考えられるわけでございまして。普通でございましてならば、ノリの仕込みの時期はまだ相当猶予期間があると思つてございまして、先般もお答えしましたように、あの地域はほかのノリ地帯とやや趣を異にいたしております。漁家みずから網を手作りする、それには今からすでにこの準備に入るわけであります。これにつきましては現に漁家自身が資材の手当をしており、これにまた一定の融資の措置を県がとりまして、利子補給の措置をとつて、この漁場の復興対策といえますが、次に来たるべき生産対策に着手していただくわけであります。またそういう問題につきまして今後やるべきことはたくさんあります。たとえばもうすでに使ひものにならない資材について撤去する、あるいは漁場の水底に沈没いたしました油分をこれを除去し、漁場を清掃していくといういろいろな対策がございまして。これにつきましては、さしあたりは融資の措置でございまして、あるいはそれに対する県の利子補給というものが考えられるようでございますが、これは県庁等とも相談を私どもいたしております。国といたしましては、たとえば融資のあつてゐる程度、あるいはどうしてても同のある程度の助成措置が必要だといはしますならば、これは予算関

〔速記中止〕

○委員長(梶原茂嘉) 速記を起して下さい。東君。

○東君 僕はだおそくなくて相済みませんけれども、イーグル・コリアの持つてきた重油は、これは当然軍に關係をしたものであつて、したがつてその關係は調達庁と非常に關係があると思つて。ところが、おそろく行政協定關係の中には、何度かノリの被害のようなあまり大きな關係のないようなものについては、国がその補償をする、こういうような条項があるやに聞いております。したがつて、そういうような点がかかりにあるといはしますと、当然この問題に対するところの賠償をする、補償をする、そういう場合には当然調達庁關係になるんじゃないか、こういうふうに考えますので、その点を明らかにしておきたいと思つてあります。

○政府委員(眞子伝次) お答えを申し上げます。ここで問題になつておられるイーグル・コリアが流した油がノリに付着して、それがノリの災害を起したといふことについての因果關係について一応ここで問題になつておるわけでございまして、かりにイーグルの油といふものがノリに被害を与えたといはしても、イーグル号と米軍との關係の根本を申し上げます

と、実はこうでございまして。イーグル・コリア号は米軍が油を積んで横須賀港へ持つてくるまでのことは、航海備船と申します契約形態で運んできたので、油を積んで持つてきて、陸揚げするまでは米軍とこの船舶とは被用者、使用者の關係に立つてございまして、陸揚げ後におきましては、米軍と船とは被用者、使用者の關係に立たない。したがつて、米軍との關係は多々あるわけでございまして。もしこれが油を積んで陸揚げするまでに事故を起したといふような場合におきましては、御承知のように地位協定第十八条によりまして取り扱うことになるのでございまして、結局そういう場合は米軍の被備船でございまして、雇われのお船でございまして。使用者、被用者の關係に立ちますので、地位協定によりまして、日本政府が二五%、米政府が七五%、こういう割合でその損害を弁償する、こういうことに相なるものでございまして。

なお、これは今、先生がちょっと触れておられましたように、地位協定の十八條の取り扱いについて、条文そのものを読みますと、海上におけるこういう事故をどう処理するかといふことについて、日米間にいろいろ話し合ひがありまして、結局、沿岸の生鮮魚介類あるいはノリ等の被害については、これが地位協定十八條を正面から適用するといふ両国間の話し合ひになつておりますので、イーグル・コリア号が、今申しましたように米軍の被備船であつた状態において被害を与えたものなら、そういうことになりまして、今申しますように本件の場合におきましては、すでに荷おろし

たあとで、施設区域の外に出て事故を起したといふ關係になりますので、私どもが担当しております調達庁の介入の余地がない、こういう現状でございまして。そのことはこれまで申し上げたかと思ひますが、繰返して一応失礼でございまして、これも詳しく申し上げた次第でございまして。

○東君 その件に關係をして、何か、女の弁護士が船長を尋問して、それで答弁をとつた中身があるように聞いておりますが、その件は御承知ですか。

○政府委員(眞子伝次) お答えを申し上げます。ただいま御質疑の点につきまして、私どものほうは存じておりませんのでございまして。

○東君 それは契約上における問題で、必ずしも切れておる、そういうような段階でなくて、続いております。その答弁をいたしておるのです。そういう中身を船長が弁護士の質問に対して答えておる、こういう中身を私どもは聞かされておるのであります。これは今非常に問題になるところでありますけれども、そういう件がありますから、その点は御承知おきを願ひたいと思つております。

○委員長(梶原茂嘉) 本件は、この程度にいたします。暫時休憩をいたしまして、二時より再開することとし、北洋漁業の問題を御検討願ひます。続いて漁業法二案に入ります。それでは休憩いたします。午後一時三十分休憩。午後二時二十六分開会。

○委員長(梶原茂嘉) 委員会を再開いたします。この際、農林水産政策に関する調査のうち、北洋漁業に関する件を議題といたします。北洋漁業につきましては、目下モスコにおきまして日ソ間の交渉が行なわれておりますが、現在までの交渉経過につきまして説明を聞くことにいたします。

○政府委員(伊東正義) ことしの、三十七年度の日ソ交渉の問題でございまして、御承知のように、昨年ミコヤン副首相が参つたおりでございまして、農林大臣に会われましてお話をいたしました。一つは、規制区域の問題、これは先生方御承知のように、北緯四十五度以北が条約上の規制区域ということになっておりますが、これらの拡大がいつも問題になります。日ソ交渉の過程におきまして、それで、日本としては規制区域の拡大といふことはどうしてものめないで、しかし、規制区域以外のところでは何もしないといふのじゃなくて、これは自主規制といふものは、どういう方法かは別にして、自主規制をやつていくという話をされましたこと、もう一つはいつも日ソ交渉といふものは非常に長くなるといふようなことで、その前にひとつ資源の問題については両方の科学者の間でよく討議をして、交渉はそう長くならぬで、効率的といふことが、能率的といふことが、そういう交渉にしようじゃないかといふような話をされたといふことを、会後われわれ承つたわけでございまして。それで、昨年の十一月から十二月一ぱいにかけて日ソの間で、いわゆる科学者同

士の資源につきましての話し合いがございまして。両方の科学者の間で三十七年度の資源についての見通しにつきまして、大体了解点に達したものがございまして。ただ了解点に達したという点も、原因等につきましては両方まだ見解が一致しておらずという問題がございまして。昨年は紅サケでございまして、あるいは白サケ、マスといふように魚種別につきましてはお互いの資源がどうだろうというところを、意見の交換をし合つたわけでございます。その中で特に昨年マスにつきまして非常に議論になりました。これはソ連側でもそう再生産機構が破壊されるというふうなことはなつておらぬ。これにつきましては、そう心配はない、再生産が縮小再生産になつていくというふうなことは、というところを認め合つたのでございまして、マスにつきましては、これは非常に悪いのじゃないか。特に来年度のマスにつきましては例年の、これは偶数年が大体不漁年でございまして、それを下回るといふような悪い資源の状態じゃないかというところにつきましては意見の一致を見たわけでございます。ただ、これは原因につきましては、ソ連側はこれは一切日本の沖取りが、これが原因だということを主張しておるわけでございますが、日本側の主張として、それは、それは沖取りというところも、これは多少影響があるというところは認めるが、そのほか自然環境要因等が非常に水産資源については影響するのじゃないかということで、この原因につきましては両方合意に達してはおり

ませんが、資源が悪いということにつきましては、実はマスにつきましては両方が認めたわけでございます。そういうふうなことで十二月一ぱいかかりまして資源の状態につきまして両方が合意に達して、一応専門家会議は二つも過去においてやつたことがございまして、その後二月二十六日から本会議が始まっております。その前の予定では二月上旬から科学小委員会を開催するということになっていたのでございしますが、それを省きまして二月二十六日から交渉に入っております。その前に議題等につきましていろいろやりとりをしたのでございまして、今年度の議題の中にもいろいろ追加の要求がございました。その中で話し合いのついたもの、つかぬものがございまして、議題として追加された点が四つございまして、一点は、規制区域内の漁獲率に、その他の管理手続、これはどういふふうにとつて、とつたものをどういふふうに通報するといふ点、これは非常に事務的な問題でたいした問題ではございません。そのほか、マス資源につきまして、マス資源の回復について、いふことがこれに加えて、新しく一つ入っております。それから規制区域内の紅サケについてというところで議題が一つ入っております。それからもう一つは、日本の陸上基地を根拠とします。これは特に以南の流し網を考へておるのでございまして、この規制区域の規制措置についてということ、これは規制区域内の規制でございますので、当然のようでございますが、これにつきましては従来のよう

に、必ず規制区域をどうするかということが問題になってくるだろうと思ひますが、そういう議題が追加されております。こちらで向こうの要望がありまして、断わりました議題の中には、一つは規制区域を拡大するといふ意味の議題が、それと読める議題があつたのでございまして、ただ議題からは落ちております。ただ議題からは落ちております。その議題を落としましたこと、現在の条約で対象になっております魚は鮭、鱒、カニ、ニシンでございまして、そのほかの漁業資源についても話し合ひうじやないかというふうな議題の要請がありまして、これは実は断つております。そういうふうな議題で二十日までの進行状況は、大体科学小委員会でもやりました資源の見方につきましては、やはりまた蒸し返していろいろ議論がございまして、向こうは特にマス資源につきまして非常に悪い、従来、専門家会議でやつた以上に悪いのじゃないかというところを強く主張いたしましたけれども、またほかの紅、白サケにつきましてもよくないのだという主張があつたのでございまして、結論的にマスは非常に悪いということを認めまして、最近の偶数年よりもことは下回るのじゃないか、これは紅、白、マス全部入れて考へて、資源的にはマスが非常に悪いということでございますので、向こうでそういう合意ができたのは資源的に見ればやむを得ないのじゃないかというふうに実は思つております。マスにつきましては、それは日本の漁獲と向こうの沿岸漁獲と足してみますと、やはり奇数年は奇数年で、偶数年は偶数年でかなり漁獲高は減少している。向こうの河川の遡上量につきましては、これははつきりした数字はございせんが、向こうが飛行機でとつたいろいろな資料でございまして、とつた量を資料にいたして、おのり遡上量も少ないといふことで、沖合の漁獲、沿岸の漁獲、遡上量合わせでみたものが非常に少ないといふふうな判断をいたしておるわけでございます。資源についてはそういうふうな判断をいたしておりまして、現在向こうでは、これから網目の問題でございまして、そういうふうな技術的な問題が議論されるだろう。その後、ちやうど明日から政府代表としまして高橋代表が参られますので、行かれます。これは規制区域の拡大の問題をまた持ち出しましようし、あるいは規制区域内の禁止区域の問題、あるいは規制区域内の数量の問題というふうな、四月に入りますれば本題になつてくるだろうというふうな考へるわけでございます。

経過はそのようでございますが、そのほかには実は私のほうでございますが、水産庁で業界に対して自主規制案というものを提出しております。これは先ほどから申し上げましたような資源の問題、もう一つは規制区域拡大といふものを防止する、規制区域以外のところでは、日本側が自主的に規制をしていくのだという、二つの面から自主規制案を出したわけでございます。現在では母船は十二母船でございますが、母船を一船団減らすという申し出がきております。そのほか日鮭連

が圧倒的に多いのでございますが、これはえなわがことは一万三千ぐらいとっております。それから、日本海の流し網というのがござります。これは約九千ぐらいとっております。これはようなことで、そのほか北海道の七トン未満の船でございまして、定置でございまして、かようなものが一万トン以上とったというふうな状態でございまして、そのほか残ったものが以南がとっているというふうな状態でございまして、これにつきましては、ソ連側は七万トンという約束をして、おきながら非常に約束違反でないかというふうな、日本に對する不信感に常に述べております。それで先ほど申し上げましたように資源、それから規制区域拡大には絶対に反對するといふような趣旨からひとつ日本側としては自主規制案を示しまして、来年の数量規制区域拡大防止という交渉に臨もうというのが実はわれわれの態度でございまして、簡単にございしますが、今までの経緯を述べました。

○委員(堀原茂嘉) 本件に關しまして御質疑がございましたら、順次発言を願いたいと思ひます。

○千田正壽 ただいま長官から今までの経過をお伺いしたのでありますが、実を言つと、ほんとうは、河野農林大臣でもいらしておられれば私は河野さんにお伺いしたいのですが、母船の数をふやしたのは、たしかこの前河野農林大臣が農林大臣に就任した際に、北洋漁業の問題に對しては、ある程度拡張して母船の数をふやした。ほんとうから言つと、いふところの際、日ソ漁業間の条約の変更によつては減船せざるを得ないことがあるだろうといふこと

を、業者との間に十分な了解を取りつてのあの際の増船であつたかどうか、この点はどういふことだつたのか。

○政府委員(伊東正義) 当時の事情、あるいは私はつきり知りませんが、もう一回調査いたしましては、きつてお答えしてもよろしいかと思ひますが、北洋につきましては、実は許可は一年々々出しております。と申し上げますのは、これは区域内の数量等につきましては、お互いが科学的な調査に基づいて妥協的な数字でやるといふような態度でおりますので、これは資源によりましてふえたり減つたりといふことがあり得るはずだといふことで、私のはもう毎年々々一年ずつの許可を實現いたしてゐるような次第でございまして、こゝと業界に示したのも減船と言わず、来年はマスが奇数年でよくなるといふことであれば、またふやすといふことが考えられるのじゃないかといふことで、一年休むといふ、休漁制をとつたらどうかといふようなことを言つたわけでありまして、大臣御就任當時ふやされたといふれば、それはしかし、また将来は資源によつては当然ふやしたり減らしたりといふことがあり得るといふのが私は前提だと思つております。

○千田正壽 私はそういう簡単なことにとつていないのです。あのときのあれは、北洋といふ問題は、単に漁業といふ問題じゃないんじやないか。公海における自由操業といふことと、日本の權益を、このまま縮小したりしちゃうけない、むしろこの際拡大生産をし、拡大することによつて日本の北方における權益を広げる、こういうのが

おそろく河野さんの構想じゃなかつたかと思つてあります。たまたまその対象として北洋漁業といふものを考えたのであつて、いづれは日ソ漁業といふものが話し合ひがついた場合は、ある程度規制されるのは当然出てくる、その際規制の限界をどの程度にとどめようか、今のうちに一応日本の実績を作つておこうじゃないかといふのがおそろく当時の河野さんの構想のうちにあつて、そうしてソ連に乗り込んだはずだと私はその当時の事情から推察するのであります。そこで今度のようになつてきますといふと、

漁民はそれを十分納得すればいいのですけれども、なかなか納得しない。毎年とつて漁業高を上げておつて生活水準も上げようといふ考えから言へば、なかなか減らそうといつても減らされない。今度の場合、今のお話の中にあつたように、こゝとには不漁年だから一応漁船の許可数を話し合ひによつて減らして、そうして対処しようといふお考えのようでありまして、そんならばそれなりにもう少く仕込みや何かしないうちに、アイデアがあつたならば、話してもらえればさうあつてないで済むんじゃないかといふようなことを業者の連中は言う。それは是非かは別です。

それからもう一つの問題は、どうも従来の考えから言つと、減船されることによつてのマイナスといふものは、残つて操業し得る人たちが幾らか出合つてマイナスの面を生かせるような方向に指導されておるようでありまして、さなきだに最近の情勢が悪いのにとつてきて、さらに減らされた分まで残つた人たちがそれをカバーし

ていく、これはなかなか容易じゃないんじゃないか。その辺において十分に一体水産庁としては金融の処置なりあるいは何らかの方法を考えてさういふ指導をされておるのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(伊東正義) 今の休漁いたしまして場合に、どういふ措置をとるかといふことでございしますが、これは実は過去独航船につきましては、いわゆる減船、休漁をやりましたのが一度、それからそのあと二度減船をやっております。この場合も先生おつしやいますように、実は国からたとえば補償金を出すとかいふような措置はとつておりません。これは法律論になりまして、許可期間が切れたあとと補償はしないという態度をとつておりますので、そのときも国からは実は補償はいたしませんで、残つた人とお互いが見舞金を出すといふような形になりました。そのほか水産庁としまして希望者にはカツオ、マグロの兼業許可を出しまして、四カ月はこれは新規許可として出しますが、あとの五カ月分につきましては權利を買つてきて下さいといふようなことを実は三十五年にはやつたわけでございます。今度はその点はやはり補償といふ問題になりますと、これは国が補償いたすといふことはやつておりません。もしもお互いに見舞金を出すといふことであれば、ひとつ金融のお世話はいたしましよといふようなことで、実は中金に内々われわれのほうからもさういふ場合にはひとつ融資を頼むといふような工合に中金に頼んでございまして、そのほか過去におきましては、やめる

といふ人には、一部は買つてきて下さい、一部は中金で出しましてさういふようなことを申し出てきたのですが、今度もしやめられるといふ人について、船につきましては百トン未満の今のカツオ、マグロの新規の許可を出します。買つてきて下さいといふようなことは言ひませんといふことを申し出ておりますが、こゝと休漁して来年また鮭鱒をやられるといふ人につきましては、兼業の許可をひとつ新規に出しましてさういふような措置を實はしておりますのでございまして。

○千田正壽 まず一つの問題としまして三十五年のうちにこゝとでもできるかといふ問題。それは三十五年のときは、残つて授業した諸君から金を出して休んだ人たちにそれをカバーしてやろうといふ話し合ひであつた。そのときはそれで納得してやつたのです。が、今度の場合は、實際今の経済状況はさういふような工合にうまくいくかどうか。まず第一に、休漁した、休船した、それならばやめるというのに対して、カツオ、マグロの魚種交換に對して許可をするといふことになれば、現在のカツオ、マグロでも必ずしも十分な成果を上げていないのに、さらに整理されるところの北洋の諸君がそれに参加されるということになると、なかなかカツオ、マグロのほうとしても双手をあげて賛成なんといふところまでいかないのじゃないか。その点がまず第一点。

もう一つ全然やめるのだからといふ場合においては、これはやはり日本の政治力が足りないといふ点もあるし、外交折衝の面においても日本の政治、外交といふものはなほ十分じゃない

その許可自身が、許可をもらっている人は自分は漁業をやらぬ、許可をもらわぬ人が漁業をやっているということとは違反漁業なんであります。実は今度やつてみまして先生のおっしゃるようなのが実は陳情として出てきまして、私もそういう実例があることを知っております。でありますので、これは水産庁は全部漁業をやっている人に許可を出しているのかという御質問になりますと、中には違反漁業者があつて、現実はそのうでないものがあるということと言わざるを得ないだらうと思ひます。これに對しましては、私どもとしては、今度の漁業法等でもそうでございますが、許可を受けた人は、許可についてはこれはその受けた人が漁業をやっているのだということで、非常に嚴重に、その許可を人に貸すとか、あるいはほかに売るとかということとは縛つていこうというふうな実は漁業法の考え方も貫いていっているわけでございます。

すが、現在の法律の中では、行方不明で、
 そういふことがあるということは認め
 ざるを得ない。ただ、これを今度の場
 合にどういふふうによつていくのだ、
 許可名義を持たぬ人がたとえ休むと
 いうことにあたつた場合には、それは
 どちらの、許可名義人がその共補償を
 もらうのか、實際やつている人がもら
 うのかということは、経済問題として
 出てくる問題であらうと思ひます。そ
 こまで私タッチしまして、どちらの人
 がもらうのだということまで私申しま
 せんが、実例としては先生おっしゃる
 ように、違反漁業があるということば
 どうも認めざるを得ないと思ひまし
 て、今後は特に私どもやかましく取り
 締まつて参る、実際に漁業をやる人に

許可を与えていくというやり方をとつていきたいと思ひます。

○千田正碧 實際漁業をやる人に対してもやられたらどうですか。また、違反だといえは違反といえるけれども、實際船の数はきめられているので、すから、實際自分たちやりたくてもやれないから仕方がないから持っている人から借りてもやらなければならぬ、というのが現実だと思う。だから、かりにやめさせるという場合には、實際やっている人がやめなければならぬ、場合に合ったときに、名義人でなく、現実に行っている人に対してこれは補償なり金融なり、そういうことを考えてやるのが水産庁としての親心じゃないかと私は思うのです。それはそれとして、では国際——時間をだいぶ私ばかりとって失礼になりますから、もう一点伺うのですが、どうもいつも日ソ漁業ということになると、こっち側ばかりしよっちゅう押しつけられて、日本だけがいつでも規制をされます。公海自由の原則から言えば、何も世界の七つの大洋の中をどこを歩いて、どこをやってもいいということは国際法からきめて、かかったら問題にならないでしょう。それを日本だけがいつでもソ連から押しつけられて、やれ規制だ、規制外の方でとっちゃいけないという、自粛だということと言われるのですが、公海の自由の原則があれば堂々とやってかまわない。それも資源の不足になる一つの理由として、必ずしも日本の漁夫がとるだけが問題じゃないのであって、たとえばラッコ、オットセイのような害獣もある、稚魚を食うやつもある。それがちっとも規制していないじゃないですか。たとえ

ば日本側が七万トンに下げると、今度はマスの資源が足りないのだからこれだけやるというときには、ソ連も十分に下げなければならぬ。それに對して強い主張をどうもやっていないようなんです。もう少し強く私は日本の権利確保のためには堂々としてやるべきじゃないか。ソ連側の線は相変わらずであつて、こっち側だけがけしからぬと、いかにも海賊みたいなことをやつておるような言い方をされたんじや、はなはだわれわれは遺憾だと思ふのであつて、向こうも漁獲量をどつと下げると、そのかわりわれわれも自主規制をしようじゃないかという、そういう話し合いならいいけれども、こっちだけ自主規制をやれたか、あるいは禁止区域を拡大しろというようなことばかり主張されて、こちらは泣き寝入りになる手はないじやないですか。その點に對しては、どういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(伊東正義君) 今の御質問の点でございしますが、数字で申し上げますと、ソ連側も偶数年と奇数年はやはり計画を変えております。たとえば一九六一年は豊漁年でございまして八万トンということで、実績七万九千トンぐらいになっております。ところが、一九六〇年は不漁年だということで——昨年は八万トン、おとしは七万トンというふうに、やはり数字が下がっております。その前は豊漁年ということで、また九万五千トンにするというところで、ソ連の数字も、数字を疑えば別でございしますが、ソ連の数字も奇数年、偶数年、豊漁年、不漁年ではやはり数字を高低はいたしております。先生おっしゃいますように、これ

ばそうは申しまして、日本側としてあまり強い主張をしないじゃないかというお話でございますが、これは過去には私は交渉にあたりませんでした、が、今年は日本側としてもすべきことはする、そのかわり、大臣もよく言っておられますが、ソ連の沿岸の漁業についても、日本でもある程度数量を減らすというようなことであれば、それはソ連に対してもお前のほうも資源の状況からして減らすべきだということを強く主張するということを実はきょうも高橋さんと話しておつたんですが、そういうことも話の中に実は出ておるわけでございます、私どもとしては、主張すべきことは言う。しかし、やるべきことはやるが、主張すべきことは主張する。

もう一つは、公海自由の問題でございますが、先生も御承知のとおり、最近の海洋法等におきまして、沿岸航行の問題とか、実績主義とかいろいろな考え方が出ておりまして、日米加条約がまさに一つの公海自由というものを別な理念でやっておりますが、百七十五度の線を引きまじたり、あるいは自発的抑制という原則をとりまじたり、ああいう条約ができておるのでございますが、この点もわれわれといたしましては、資源の保存ということについては、日本として極力――私は過去においてあまり努力が足りなかったんじやないかという気がしますが、それはやることにしまして、先生のおっしゃいましたように、しかし、なるべく制限というものはお互いが少なくてやっていくというやり方で漁業をやっでいきたいというふうに思ひまして、国際漁業条約等につきましては、そう

いう態度でひとつ臨みたいと思っております。

○千田正君　そこで、日本からもソ連の沿岸の視察であるとか、あるいは操業状態のときの状況を視察するということのようなことで、日本側も参加して、漁期においては、日本の水産庁の船なり

の培養の状況とかという、そういうものを、お互いに国際交流の立場から行つて見てくる必要があるんじゃないか。そういうこともしどしやるべきじゃないか。そういう点については、長官どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(伊東正晴君) 今のいろいろな調査の問題でございますが、共同調査につきましてはわれわれも主張しておりますが、まだ十分でない点は先生御指摘のとおりでございます。ただ、カムチャツカ等につきましては、実はもう西カムのほうへは行って見ております。ただ遺憾ながら、まだソ連が東カムについては理由は言わぬのでございますが、まだ見せておりません。多数の移学者をお互いに出しまして、母船にも向こうの人を乗せまして、向こうの陸上にも行き、向こうの人が日本の陸上も調査するというものになってるのでございますが、遺憾ながら東カムだけは、まだ向こうは立ち入って調査をさせないということがございますので、今年度は特にこの共同調査の問題は強く言いまして、お互いが見せてくれというところを見せてもらうということを、こちらから強く主張しようという態度を実はとっております。特にオホツカ等も、あすこは日本の船が入って漁獲はしないということにしていますが、いろいろ資源の問題等から言いますと、あすこでも相の調査をする必要があると思ひまして今年度は調査船も三隻入れますで、一反当たりどのくらい魚がかかるかという密度調査なんかやらしてくれということを強く主張しようと思っております。先生のおっしゃいますとおり、お

互いが相互にこれは見せ合ってやっ
ていくというところは、若干そういうこ
ろに進んでおりますが、まだ不十分な
点はあるので、今後強く主張した
いと思っております。

○櫻井志郎君 私伺いたいと思つて
おつたことの過半は、千田委員からす
でに御質問があり、あるいは外交交渉
でもありますが、交渉に抵触するよ
うな質問は一切避けまして、ごく簡単
に、二点伺います。

一つは、規制区域と自主規制の区域
の問題であります。北緯四十五度を
境にして北は規制、しかし、いわゆる
自主規制と、こう言っておるところ自
体が、三十六年度に七万トンという約
束をして、事実は八万トン前後とつ
た、こう言つてソ連側から責められて
おる事態も承知しているんですが、今
度日外側からこの自主規制区域を、
もっと減縮等の方法によつて規制を強
化していく、そういう段階が次第に進
むと、規制区域と自主規制区域との実
質中身にどういう顕著な違いが出てく
るのか、その点をひとつ伺いたい。

○政府委員(伊東正義君) 自主規制、
規制区域外、規制区域内との違いはど
ういう違いかというお尋ねでございま
すが、端的に申し上げますと、規制区
域内になりますと、そこに出漁いたし
ます場合には、これは条約でお互いが
毎年漁獲量を交渉するということが
なっております。その数がきまりま
して、それを一船一船ノルマとして割
り当てまして、それができない限りは
出漁できないということになります。
それから出漁しても、監視はこれ
は日本側だけでなく、ソ連の監視船か
らも監視されるということになります

ので、ノルマをもらわなければ出てい
けないということ、いわゆる数量がき
まらなければ出ていけないということ
と、出ていっても監視は日本だけでな
く、ソ連の監視も受けるということに
なるわけでございまして、規制区域外
でありますれば、これは漁獲量がきま
らなくても条約上は出漁はできます
し、またソ連がそこまで入ってきて監
視するということはないわけでござい
ます。

○櫻井志郎君 大体の形式的な区別は
わかりましたが、しかし、自主規制区
域で七万トンとりましよう。実質八万
トン前後とつた。七万トンとりまし
うと言つたからには、各船別にある程
度の割り当て——ノルマとでもいい
ましょうか、そういうものがきまらな
いで、七万トンの漁獲というものをど
ういうふうにきめるのか、割当しない
ですすね。やはり割当をして、そし
て、その総計が七万トンになるように
出したんじゃないですか。

○政府委員(伊東正義君) 七万トンの
出し方でございしますが、これは、たと
えば日本海の流しに幾ら、あるいは沿
岸の定置とか、釣とか、はえなわに幾
ら、太平洋のはえなわに幾ら、以南の
はえなわに幾らというものを積み上げ
まして、そして七万トンということに
積み上げたということよりも、それよ
りも実は過去の漁獲統計——豊漁年、
不漁年の漁獲統計をとって、昨年は豊漁
年であるというので、どのくらいとい
うことで出したのが実情だと私は思っ
ております。それで先生のおっしゃ
る、規制区域外に実は割当をします
ということ、これは非常に沿岸の定

置とか、釣、はえなわまでの漁獲量で
ございまして、事実上困難でございま
す。それで私どもが、これは今年の交渉
でございまして、どういうことにな
りますかまだわかりませんが、その辺
のところはいろいろなアロアンスを
もつてものを考えないと非常にむずか
しいのではないかと思っております。

○櫻井志郎君 今の点は大体わかりま
した。私は、先ほど千田委員から御質
問があり、お答えがあった相互監視の
問題があるのです。この問題は、やは
り千田委員の御主張どおり、あくまで
対等の形を確保していく。堅持しやな
しに——現在堅持していかないのだか
ら、対等の形を確保していくというこ
とも、今度の交渉の中にぜひ織り込ん
でもらいたい。

それからもう一つは、マス資源は、
奇数年、偶数年で減つたりふえたりす
る。これは私は全然知らないからお尋
ねするのですが、マス資源の人工養殖
という問題、つまり資源保存というよ
りは資源拡大ということができないの
か。現在の程度おやりになっておる
のか、その点お答えを願いたい。

○政府委員(伊東正義君) 資源保存の
問題でございしますが、現在四国でや
っておりますのは大体四億粒足らずで
ございまして、ものを、これは日本で
は白ザケでございしますが北海道でや
り、向こうは樺太、千島で放流を鮭鱒
はやっております。

○櫻井志郎君 マスです。マスの
問題は、日本でもまだ北海道等でこれ
を孵化放流するということはほとんど
やっておりませんが、ほとんど資源的
に比重の高いサケについて実はやって
おりますので事実上困難でございま
す。北海道でやっております。マス
は、これはほとんどまた問題になら
ぬ程度のものを県で陸封性のマスをや
るといふくらいで、海洋性のマスにつ
いては、まだこれを孵化放流するとい
う事業はたいしてやっておりません
で、資源的に高いサケだけを実はや
っておりますが実情でございします。

○櫻井志郎君 サケのことは私は大体
承知しておりますからお尋ねしなかつたの
です。マスについてお尋ねしたのです
が、資源的に高いサケにだけ現在に限
定しておるといふこと自体に私は疑問
を持っております。マスというもの
は資源的に低いのだという見解に立つ
ことが、今後の漁業を推進していく立
場からいって、正しいいき方なのか、
そうでないのか。資源的に低いという
見方をとるなら、なぜマスの問題につ
いてもそうやましく言わなければな
らぬか。資源的に低いという見方じゃ
なしに、資源的にやはり相当価値のあ
るもの、また価値を高めていかなくれ
ばならないという見解に立つからこそ
規制問題が出てくるはずなんです。そ
うだとすれば、なぜもっと資源保存とい
ふことじゃなしに積極的に資源拡大の方
法をとらないのか、そういうことをお
伺いしております。

○政府委員(伊東正義君) 答弁がどう
もまづかつたのでございしますが、現在
やっておりますのは、ほとんどサケ
が大部分で、マスはごく少量というこ
とを申し上げましたが、資源保存の問
題は、これは私はマスだけじゃなくし
てサケの問題についてももっとやる必
要があるんじゃないか。その中の一環
として、マスもふやしていくとい

うことにつきましては、私は異論は
ございせん。ただ、マスとかサケの資
源保存といひましても、この帰属率の
問題からいひまして、今十数万トンと
か二十万トンとかやっておりますが、
一体孵化放流で、そのかわりにどのく
らい回復してくるのかとなつてきま
す、いろいろ実は問題がございします。

私どもやはり四億粒北海道でや
っているわけでございしますが、これを拡大
することには、私はもちろんサケ、マ
スとも異論ございせん。ただそれ
は、それをしたから洋上のたとえは今
問題になつております。マス資源等
の沖取りに相当これが大きな貢献をする
ということになるには、もう少しよ
うふうに思つておられますが、北海道の
孵化放流事業をもっと拡大する、その
中にマスも入れていくということにつ
いては、私も異論ございせん。

○櫻井志郎君 マスも同じように河川
に遡上して産卵するのではないのです
か。だとすれば、沖のマス資源とい
うのもやはり河川で繁殖して沖でとれ
る。沿岸でもそうだ、河川内でもそう
だ。そういう点からいへば、やはり日
ソ交渉というものは次第に科学的に
なつて、科学技術何というのですか、
分科会と言つておられるのですか、そう
いう基本的な問題から協議を始めてお
られる。始めておられる中で、日本のあ
るところの川でどれだけマスを孵化し
たら自分のところへ幾ら帰ってくるの
だという小さな見方じゃなしに、国際
的にマス資源の増殖という問題も日ソ
交渉の中に取り上げて、日ソ両国がこ
の問題について前向きで拡大していく

という方向をとることが、やはりこれは日ソ交渉の一つの焦点ではなからうかという感じからお伺いしたのです。お答えいただきます。

○政府委員(伊東正義) お説のとおりでございます。特に高橋代表等は日ソ両方でもっとこの孵化放流事業を大規模にやるようにと提案しておられることはお言葉のとおりであります。ただ、今問題になっております。マス資源は、これは西カムナリオホーソク海へ行くマスでございますので、おもにこれは日本側、先生おっしゃいますように、日本側だけがやってもだめでございまして、これはソ連が相当大々的にやりますと、日本がそれを沖でとるといふことになりませんので、これは日本側だけでもだめで、ソ連で相当大規模にやってもいい、それがふえれば日本がそれを沖でとるといふ格好になるわけでございます。その配分論の問題になって参りますと、日ソ間でいろいろ問題はあります。その配分論の問題は、今度の交渉の中にも実は入っております。

○櫻井忠郎君 最後ですが、長官の先ほどの御答弁から伺うと、サケの問題についてはこれは相当進歩的でもありますし、相当具体化されておる。マス問題については、どうもその点が非常に低調ではないかという感じがするのです。今お答えになったような方向を基調として今後の日ソ交渉にあたえられた。私は日本の狭い地域の中でどうこうということをおっしゃるのでもなし、日本だけのことを言っているのでもない。外交問題として、国際問題として日ソ共同でマス資源、サケ資源を拡大していくという方向で進められることを希望いたします。お答え要りません。

○森八三三君 一点だけお伺いいたします。と申し上げますのは、もちろん乱獲を避けながら資源を保存をしていくということにつきましては、これはちっとも異論のないことで十分やっています。いかなければならぬと思っております。が、しかし、そういう感覚に立つて毎年日本側の見解に基づき漁獲量というものを示しておるのです。これは間違いない、確信のある数字を提示されておると思うのです。が、しかし、交渉の結果はその確信のあるものがない。ゆがめられれば後退しておる。もちろんお話がありましたように、きぜんとる態度で臨むという点につきましてはおやりのをいただけると思っておりますけれども、結果的には、今までもそういう方針で臨まれておったとは思いますが、非常に遺憾の結果が生まれておる。これではとうてい日本の漁民諸君を守っていくというわけには参りかねると思ひます。そこで私は、福田さんが農林大臣の当時、予算委員会でもういうことをいつまで繰り返しておつてもなかなか解決は困難だ、力があるのとなつておるから、これはいかにやっておりますけれども理想の状態というものは作り得ないであろう。とすれば、鮭鱒類の習性というものを考えながら、魚族と音響という問題についてもう少し踏み込んだ研究をすべきじゃないかということをおっしゃるの、北上してくる鮭鱒類に対して集魚灯のようない、一つの感覚ですけれども、音響を与えることによって日本の沿岸にそ

れを誘致してしまふ。そうして乱獲をしない程度において日本の領海内で漁獲をするという方策を考へるべきではないか。結論としては魚族と音響の研究調査、そういうことをもっと深刻に徹底してやるべきだということを提案をいたしまして、大臣もそれはひとつ考へてみようじゃないかというふうなお答えがあった。昨年の九月の六日の毎日新聞の夕刊には、他の国ではそういう研究が相当強く進められておるという記事がはからずも出ておつたのであります。そこで、お伺いしたいことは、水産庁として、そういうような問題にどの程度予算をつけて具体的ににおやりになっておるかどうかい問題なんです。

○政府委員(伊東正義) 今御質問の点でございますが、音響につきましては私どものすばりの研究をやっておりますかどうか、どうも少し勉強が足りませんので今お答えいたしかねます。たとえばどういふ網を使つたらどのくらい比較してとれるか、たとえば透明網を使つたらどのくらいとれるか、あるいはどういふ網であればかかったものがどのくらい落ちるのだとかいふような調査はいたしておりますが、これは応用研究費等をもらいまして実はやっております。しかし、まだ金額的にはそう大きな金にはなっておりません。音響につきましては、実は現在私知りませんので、これは後刻調査の上でお答えしたいと思ひます。が、先生おっしゃいましたように、魚を音でも光でも何でもいと思ふのでございまして、どこか領海内に集めて、ある程度とるといふやり方、これはまああるいは一番経済的に見ていい

のかもしれないが、そういう、そのあとさらにまたこれが元の川に戻っていくのか、その辺のことにあります。と、私はいろいろまた日本の川でそういうものが全部まかない切れるようになるのか、残ったものが、いろいろその点には問題があるだろうと思ひます。しかし、私現在音響の調査というものを知らないので申し上げかねますから、後刻調べましてお答えいたします。

○森八三三君 まあ、調査をして御回答を願うことはけっこうですが、もちろん私も魚族を全滅さしてしまふような乱獲をやるうとは思っておりません。いろいろ科学的な調査に基づく確信のある漁獲量というものを示して交渉をしておる。その交渉がいつも希望どおりに進まない。いかに誠意を尽くしてやりましたも、ゆがめられていく。ということは、結局力関係でこれはやむを得ないということをお私思ひます。今後とも誠意を尽くしてやりましても、なかなかこの問題は私は解決点に到達することはむずかしいのじゃないか。といたしますれば、鮭鱒類の習性として生まれた川に帰ってくるというものがはつきり確認されておるとすれば、いずれ日本海なり太平洋沿岸を通つてそれの地点に遡上をしていくということになるはずですから、その地点に好む音響を放流することに、よつて魚族を誘致してくる、そして必要数だけをとる、乱獲はしないという措置をとることが、日ソ漁業交渉などやめてもいいのじゃないか、そうすれば、というところまで考へていって私はいいのじゃないかというふうな、夢のようなことを考へまして、そういう

ような研究をすべきであるということをお提案をしたわけでありまして。ところが、すでに、今忘れましたが、ノルウェーとかどつちか外国では、非常に魚族と音響という研究が進められておるということが新聞に出ておりましたので、ただ研究してみようという当座の御答弁だけでは困るので、ほんとうにひとつやっていたらいいなということをお希望しておるのですが、まあ、長官の記憶に残つておらぬ、調べるという程度でございまして、まあ、やつておらぬという程度だと思ふのです。それじゃ困るのです。もう少しそういう点について科学的な研究を進めて、われわれが確信を持って主張し得る数字というものは、外交交渉で解決するといふ手段に訴へるべきであるというふうな思ひますので、そういう研究に一步を進めていただきたいという希望を申し上げます。

○東隆君 母船式のほうで一割程度で四十一隻、それから四十八度以南で二割で、これが八十一隻程度ですか、この程度の休漁、それに対してカツオ、マグロは裏作をさせる。そういうふうなお話であります。この大よその休漁をさせる目安ですね。どういふ点でそういうような数字をお作りになったのか。それから四十八度以南のほうになりまると、船が小さいのですから、おそらくマグロのほうなんかには向かないだらうと思ひますし、いろいろの問題があると思ふのです。どういふような目安でそれを決められたのか。それをひとつお聞きいたします。

○政府委員(伊東正義) 今の御質問でございますが、実は休漁という隻数

を示しただけで、これは数量は申しませんでした。それから、私も内部的にはこの休漁というだけで終わるかどうか、あるいは操業期間をどうするかというところがまだ問題があるのじゃないかというところを実は検討しております。その検討の根本になるのは、実は数量を想定しまして、これをやったかどうかというところを、あるいはそのほかの措置をとったかどうかという減るかどうかというところを資源の面から想定してやったことは確かでございますが、実はこの数字はまだいろいろ差しさわりのありますので外に申し上げておきます。もう少しその数字を申し上げるには時期を待たしていただきたいと思っております。私もこの休漁だけで済むのかどうか、そのほか操業期間等も問題があるかどうかということも、実は中で検討いたしております。

それから、カツオ、マグロの問題でございますが、私も、二十トン、三十トンというものは、これはカツオ、マグロは自由漁業であります。四十トン以上が許可漁業でありますので、小さい人がカツオ、マグロ漁業をやるといふ場合には数人組んで船を借りてやるか、だれがカツオ、マグロの経験者とか、いろいろやり方はあるかと思いますが、小さい船がカツオ、マグロに転換するということではなくて、船なんか大きい人は別でございますが、小さい人になりまして、別の手段をとってやる。やる場合には、そうなるだろうというふうに考えております。

○東隆君 どうも四十八度以南のほうは、七万トンを八万トンとったとい

うふな内容でもって、自主規制の方面で、少しよけいとり過ぎたから罰でもって今度減らすのだ、こんなふうにも見えるような節もありますし、それから全体からなめて、おそろく総体の数量をやはり四十八度以南、外に分ける問題もございましょう。いろいろの問題がからんでくる。そこで、非常にむずかしい問題とは思いますが、ある程度の比率を考えられておると、こういふ問題が出てこないと思ふのですが、これはたいへんあとあとの交渉に響いてくる問題かもしれない。しかし、自主規制だの、そういうような問題を持ち出されている以上、これは向こうのほうにどうか重点置いたのですし、そんなような意味でもう少しはつきりしたところがわからないと、業者のほうだってなかなか不安でなし、それから用意もしなきゃならぬ。そういうような問題みんなからんでくると思ふのですが、これはいかようにでもまた動く可能性があるので、決然とした態度なんですか。その辺のところをもう少しはつきりお答えを願いたい。

○政府委員(伊東正義君) 一割、二割出しますときには、もちろん数字を想定いたしましたしてやっております。先生おっしゃいましたように、七万トンといたのを八万トンとったから罰をやったのだというところは、私も全然大きくはそういふふうには考えておりません。独航船につきましては過去において二回減船をやっております。それで以南のほうはまだそういうことはやっております。それから一番問題になるのはマス資源でありまして、こ

れは今独航船では約五千トン、独航船の漁獲高がことごとち五万五千トンでございますが、そのうち五千トンがマスで、あとは白なり、紅でございます。ところが、以南のほうは六万五千くらいとっておりまして、そのうちの五万トンはマスでございます。大部分とっておりましては以南でございます。その中で、マス資源が特に悪いというところを頭に置きましては実は出したわけでございます。先生おっしゃいますように、数量につきましては実はいろいろな想定をしておりますのでございまして、この数量は、私も数字を言いますのはもう少し先にさしていただきたいと思ふます。自主規制の案をどうするかということでございますが、実は先ほど申しましたように日鮭連、全鮭連ではニュアンスは違いますが、まだ話のきまらぬままに実はおそろく全鮭連の会長、日鮭連の会長も近日常に立たれるのではないかと考えておりますが、向こうでの交渉の様子を見られて、団体としては最終判断をされるのじゃないかというふうには私は思っております。それとしましては、なかなか資源問題、その他からいって、交渉という問題は相対きびしいものじゃないかと思ふます。でありますので、あの自主規制案というものは、私もどしどししては、こういう自主規制をやったのだから、こういうことは困る、あるいはソ連側もこうすべきだということを強く主張しようと思っておりますので、この点は強い態度で自主規制もやっております。たい、このように考えております。

○東隆君 これは母船式のほうがソ連の漁獲その他に非常に影響すると思ふのです。それで、マス資源の問題を非常に大きく持ってきて、そうして交渉の中に持ってきた理由は、これはどういふことになるかといえ、四十八度以南のほうはマスがたぐさんとれるのです。しかも四十八度以南のほうはソ連の漁獲の方面には影響のないものじゃないか、それはかつて母船式のほうがソ連に影響するのであって、そのうするソ連の漁獲のほうに影響のないマス資源を先方が非常に強く主張して、そうして総体の漁獲量を減らすとか、あるいは規制区域の拡大をやるとか、というこの問題の材料に使っているように見えるし、その点がどうも解せないのですが、問題はソ連のほうの沿岸で漁獲する量がコンスタントにふえていって、そうして日本の関係のものが減っていく、そうしてその中にも持っている材料は、何を持ってくるかというところを資源の減退だ、マス資源は実のところをいうと、母船式ではなくて四十八度以南のほうで減っている、それは日本がたぐさんとなつたから、こういうことになろうかと思ふます。今のお話からいって、そういたしますと、北洋漁業における漁獲量、その他問題で交渉をするときに、向こうのほうでは実は無理な条件を持ち出してきて、そうしてやっています。こういうふうに考えられるわけですが、初めはうですと、どういふふうになつていくかという、必ず漁獲量とそれから規制区域の拡大、この二つをもつて向こうのほうを攻めてきた。なおまた今年もこいつをやろうとされるでしょうし、その形でもつてすでにやっています。そのときにどうも母船式のほうがソ連のほうに一番影響するので、そち

らのほうから考えるべきであって、四十八度以南のマス資源でもってこれと言われて、そちらのほうを非常に減らすという問題、それから休漁の問題なんでありまして、そういうことをやるという、これはどういふことになるかという、一番影響するのは沿岸から沖合いに出て行った中小の漁民です。これらに一番影響を及ぼして、独航船そのものももちろん中小企業なんです。しかし、母船に従ってやっておりますし、これは企業的なものの中における一つの形態として一応考えてみなければならぬのですが、四十八度以南のほうになつてくる性格は完全に中小企業になつてくる、しかもこれが沿岸漁業のやはり中心的なものになつてくる、そう考えてくると、沿岸漁業の振興の方面から考えても相当に考えなければならぬ。こう思いますが、どうも向こうのほうでは材料に使っているのが、マス資源の減少というところで押してくるのでありますから、これについての反論なども十分用意していかなければならないと思ふますが、そういう点何かないのでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 今先生おっしゃいましたソ連の漁獲に一番影響するのは母船の関係、独航船を含めまして、じゃないかという御質問でありまして、ソ連がとっておりましては、おもしろいマスでございます。紅につきましては、ほとんど問題にならぬくらいに数字でございまして、これは圧倒的に日本がよけいとる。たとえば一九六一年でございまして、日本側が三万七千トンくらい紅をとっておりまして、向

うふな内容でもって、自主規制の方面で、少しよけいとり過ぎたから罰でもって今度減らすのだ、こんなふうにも見えるような節もありますし、それから全体からなめて、おそろく総体の数量をやはり四十八度以南、外に分ける問題もございましょう。いろいろの問題がからんでくる。そこで、非常にむずかしい問題とは思いますが、ある程度の比率を考えられておると、こういふ問題が出てこないと思ふのですが、これはたいへんあとあとの交渉に響いてくる問題かもしれない。しかし、自主規制だの、そういうような問題を持ち出されている以上、これは向こうのほうにどうか重点置いたのですし、そんなような意味でもう少しはつきりしたところがわからないと、業者のほうだってなかなか不安でなし、それから用意もしなきゃならぬ。そういうような問題みんなからんでくると思ふのですが、これはいかようにでもまた動く可能性があるので、決然とした態度なんですか。その辺のところをもう少しはつきりお答えを願いたい。

○東隆君 これは母船式のほうがソ連の漁獲その他に非常に影響すると思ふのです。それで、マス資源の問題を非常に大きく持ってきて、そうして交渉の中に持ってきた理由は、これはどういふことになるかといえ、四十八度以南のほうはマスがたぐさんとれるのです。しかも四十八度以南のほうはソ連の漁獲の方面には影響のないものじゃないか、それはかつて母船式のほうがソ連に影響するのであって、そのうするソ連の漁獲のほうに影響のないマス資源を先方が非常に強く主張して、そうして総体の漁獲量を減らすとか、あるいは規制区域の拡大をやるとか、というこの問題の材料に使っているように見えるし、その点がどうも解せないのですが、問題はソ連のほうの沿岸で漁獲する量がコンスタントにふえていって、そうして日本の関係のものが減っていく、そうしてその中にも持っている材料は、何を持ってくるかというところを資源の減退だ、マス資源は実のところをいうと、母船式ではなくて四十八度以南のほうで減っている、それは日本がたぐさんとなつたから、こういうことになろうかと思ふます。今のお話からいって、そういたしますと、北洋漁業における漁獲量、その他問題で交渉をするときに、向こうのほうでは実は無理な条件を持ち出してきて、そうしてやっています。こういうふうに考えられるわけですが、初めはうですと、どういふふうになつていくかという、必ず漁獲量とそれから規制区域の拡大、この二つをもつて向こうのほうを攻めてきた。なおまた今年もこいつをやろうとされるでしょうし、その形でもつてすでにやっています。そのときにどうも母船式のほうがソ連のほうに一番影響するので、そち

で、紅につきましては、ほとんど日本側がとっているからソ連が減っているのだという意味のものではないのじゃないかと思ひます。問題はマスと白でございまして、ソ連の漁獲は、それでソ連は三、四年前は実は十萬トンくらいマスをとっておりまして、これが非常に減つてしまつて、これは三萬、去年は二萬、おとしは約五萬というようにマスの漁獲は非常にソ連は減つております。それで、日本側は大体昨年、ことしあたりは六萬、七萬五千というように向こうの三倍あるいは二倍くらいマスをとっているわけでございます。ソ連側に非常に影響があるということを考えますのは、特にマスの問題でございまして、紅等につきましてはあまりそういう母船と向こうの關係は非常に少ない。白は大体向こうとこっちが、向こうがことしあたりは若干多いのですが、大体同じくらいずつとっておりまして、今度白をとるのはどこだといひますと、これはやはり以南と母船とが同じくらいにとっているという形になりまして、以南がとっておりまして白マスというものが非常に向こうの漁獲に關係があるとすれば、沖取りがそのままでというソ連の主張でございます。これが非常に關係ある。ただ日本側としてはそのほかに、沖合の漁獲のほうに自然環境要因というものが非常にあるのじゃないか。減つた原因については、原因は別でございまして、魚種だけ見ますと、以南でとっておりまして、向こうの沿岸でとっておりましてものと大体魚種については同じだといふことが言えるわけでございます。

それから、先生のおっしゃいました沿岸の問題でございまして、確かにこの船につきましては小さい。たとえば十トン未満も許可になっておりますので、こういうものは私は沿岸という範疇でいいかと思ひますが、數十トンのもので二、三カ月で數千萬円の水揚げをしていくというふうな漁業はこれはまあ従来のいわゆる沿岸漁業といふものとは若干違ふのじゃないかろうか、もう少し上だろつというふうに実は私は考へております。ただ、独航船は大体八十五トンになっておりますが、平均して四十トンくらいでございまして、船自身は小さい。ただし、漁獲量等は、こちらの方が一隻当たりは非常に多くなつております。以南のほうは、ただ、それをもつてすぐに収益計算がそのとおりだとおし上げてきませんけれども、いわゆる沿岸漁業といふものよりかなり高い収益を、かなりよいといひます。非常に質的に従来の沿岸漁業よりは違ふのじゃないかといふふうに考へておる次第でございまして。

○北村 幡君 以南の流し網の二割を休漁するということは、あす高橋代表が出發するようですが、最終的にきまりましたか。

○政府委員(伊東正義君) まだ最終的にはきまつておりません。

○北村 幡君 きまつていないままに高橋代表が出發するのですか。

○政府委員(伊東正義君) あしたの時点では完全に私はそこまで話し合ひがつかぬのじゃないか。ただ一つ、先ほど申し上げましたように、日鮮連と全鮮連ではニエアンスが違ふということをおし上げたのでございまして。それはここではまだはっきりお答えいた

しかねますが、私もおししましては、二つの団体があるのだから、どちから一つでもまともなれば、まともなものを持っていってもらうのが一番いいのでございましてけれども、立たれるまで団体との交渉は続けて参りたいというふうに思つておりますが、最悪の場合に、両団体と完全な話し合ひがつかないでも高橋代表には立っていただくというふうに考へております。

○北村 幡君 大体そうすると、漁業交渉をやっている間において、交渉最終までにはこの全鮮連と日鮮連との二割休漁という問題は解決する見通しがあるのかどうか、また解決しないというふうな影響があるのか。また、どうしても交渉期間中にこの二割休漁というものを結論を出させる、そういうつもりでおられるのか、ここら辺のところをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 一割、二割でございまして、漁期を申し上げますと、いわゆる独航船のほうが出漁いたしたは、昨年五月二十日ごろでございまして、時期はおくれております。それから、いわゆる二割といひました以南は、昨年は四月十九日にたしか出漁いたしてございます。漁期が一月くらい違つております。それで、規制区域外、いわゆる以南でございまして、これは昨年は以南の問題等十分話し合ひのつかぬうちにいわゆる実質漁といひか、大臣許可、知事許可を出しまして出漁したわけでございます。今年度もこの問題どうするかの問題がございまして、昨年は四月十九日でございまし

たが、漁期からいへば、なるべく以南のほうも早く出て操業するといふことが望ましいとは思ひうのでございまして、私もこれはこれから二十日以上でございまして、そういう間にこの問題につきましては全鮮連の会長も向こうに行つて、それにソ連の空気を身をもつて体得されるわけでございますが、その辺とこちらと呼吸を合わせまして私は何とかこの問題は出漁までに解決したいといふふうに思つておるわけでございます。

○北村 幡君 この二割休漁の問題については、長官は沿岸漁業よりはもっと経済力もあるし、二割くらい削減、休漁してもいいのだ、こういうふうな判断をしているようですが、実際問題として母船式の規制区域内における操業というものは、おっしゃるとおり紅が主体で白が少量、サケ、マスも少ない、こういう状態にある。したがって、母船式の場合はこれで相当なやほ採算というか何というか、そういう点からいへば、優秀なものをとっているに相違ない。ところが、以南はマスが主体だ、マスとサケにおいて大体価格の点からいへば何からいへば、マスのほうは採算だといふことは、それが考へてもわかるはずでございまして、マスが主体とするにしても母船式から見ればはるかに零細なものが紅をとるうといひますと、とれないようなところで操業しているものを二割削減をしまして、規制区域内の母船の漁獲量を確保しよう、そのために犠牲にならなければならぬといふことは、私はやはり相当漁業問題としては考へなければならぬ問題でないか、こういうふうな思ひます。そしてこのソ連の漁獲

が白とマスが主体であり、そしてマスが年々減つていく、こういうことよりでございまして、資源的にいって、一体この以南の漁獲というものがソ連の漁獲のマスとどういう因果關係があるかというふうなことにしても、私はどうも割り切れないような感じがいたします。さらに、区域内においては、母船式はわざわざかかった白のサケであるとか何とかといふものは、これをとらないで逃がしてやる、こういうふうなことを実はやっておるわけですね。紅を主体にとつておる。でありますから、したがってソ連のほうは、白サケよりもマスのほうを珍重するといふような意味でマスといふものに執着しておるのかどうなのか。この規制区域内における白サケといふものについては、母船式は今言つたような形でわざわざ逃がしておるというふうな状況で必ず紅を主体にとる。採算の点からいって紅をとつたほうがいい。こういうことでやつておるんだと思ひます。そういうふうな点からいへば、資源論だけでは何か割り切れないものが出てくるのではないかと、いふふうに思ひます。そういうふうな点からいって、一体そういう点については、どのようにならるのか。あらかじめこの以南の二割休漁といふことをおみやげにして、そして向こうで交渉の中で有利にしたいといふんだけれども、そういうことが、毎年々々一歩ずつ後退をしていくというふうな形で、あらかじめそういうふうなことでいくというふうな点については、これはそういうふうな態度をとるべきでない、こういうふうな

蔵々それじや農林省はどういう指導をしてきたか。そういう資源の見通しについて、サケでも何でも、年々減ってきていることはもう事実わかつてゐる。にもかかわらず、許可漁業としてやってきているわけじゃない。都道府県により農林大臣の許可を得て許可漁

業をしてやつてゐるじゃないですか。そういうものをどんどん振興するよ
うな意味でやつてきて、そして出漁まぎ
わの一カ月か半月前に、これを二割減
らせと、こういうようなことは行政の
措置としては私は非常にまずいやり方
じゃないかと思うのですね。一体そう

うに考えているか。資源の問題については日ソの共同調査その他もやっているものでしょうけれども、三月七日の当時から、その減らなければならぬんだんということはわからなかったのですか。これは三月七日の現在においては、

ている。もう四月早々に出ていこうという準備をやっているという段階に、この二割を減らせということは、まことにまずい方法じゃないか。前年度あたりからどういふふうに指導されてきているのか。こういう点についてひとつ納得のいくように説明してもらいた

い。
○政府委員（伊東正義君） お答えいたします。先ほど先生の御質問の中に、以南の人は規制区域内には入らないで、規制区域外だということをおっしゃいましたが、これは実は規制区域内でも操業いたしております。いたし

—

分て実はやっております。

それからもう一つの点でございますが、この休漁なり減船ということが非常にむずかしい問題だということには私も知っております。資源の問題につきましましていろいろ中で議論をいたしております、日ソ両方で話し合ひまして、合意いたしましたのは十二月末でございますが、それからわれわれのほうでいろいろ、どういふ時期にどういふことをやったらいいかということとを実は検討したことは事実でございますが、交渉その他のことを考えましてわれわれはあいつ時期に実は休漁ということを発表したのでございますが、時期としましてはいいかというところにつきましては、これはいろいろ議論がございます。専門家の議論がいいのか、あとがいろいろか、いろいろ議論もございまして、われわれとしては、交渉が始まりました段階で、交渉をうまく進めていくということの考え方から、あの時期を選んで出したわけでございます。

○北村輔君 三月七日にこの二割休漁の問題を出すのはどうか、適当かどうかという前に、今までずっと日ソ漁業交渉をやつてきて、ずっと減つてきているわけですね。減つてきている中で、この流し網というものの面については許可漁業としてやってきているのです、昨年、一昨年から。方向としてはやはり急に二割削減というような形で出るのはなくて、資源的な見通しだの何だのというものがあれば、もっと計画的に許可漁業というものの行政措置というものがスムーズにできるのじゃないかというふうに私は思うのですよ。そういうようなことで、せつ

く振興してきたものをこうやって規制をして削減をしていかなければならぬ。二割で、休漁というのですが、休むだけか、永久にこれはやめていくのか、こういうような問題もあわせて考えなければならぬ、こういうようなことのようにですから、先ほどの説明によるといふと、漁獲の期間等について考えなければならぬ。こういうようなことを言つておるようですけれども、そういうような方向にいかなければならぬものであるとするならば、もう少し計画的にできないものか。伸ばすだけ伸ばしておいて、そして――

勝手に伸ばしたわけではない、許可制をとつてやっているものなのです、そういうようなものを二割も一挙に削減をしなければならぬというようなことが自體が方針としては無計画であつたのじゃないかというのを私は言つていけるわけなんです。それは、それまでわからなかつたことなのですか、どうなのですか。

○政府委員(伊東正義) 資源につきまして、特にマスについて同意ができましたのは昨年末でございます。その後どういふ方法で資源の回復をはかたらいいか、あるいはこれは資源だけでなく、実は先ほどから申し上げましたように、これは向こうから言わせれば、日本側はとり過ぎだ、約束違反だといふことを言つておられますので、四十五度の問題、これを守つていくにはどういふ方法が一番いいかということを実は検討したことは事実でございますが、しかし、これは、たとえば昨年の漁期以後すぐやつたらいいじゃないかというふうな、いろいろこれは御議論があるかと思ひますが、私ももと

ましては関係者の資源論の合意ができましたあとにどうやつたらいいかといふことを実は検討したわけでございます。

○安田敏雄君 関連してお尋ねします、その二割制限しなければならぬというところは、向こうから昨年より過ぎたからといふことで強要とまでいふまでも、何かそういうような要請は實際の問題としてあつたわけなのですか。

○政府委員(伊東正義) 先ほどから申し上げましたように、この二割という問題は、漁獲の約束をしたのを日本が守らなかつたからだといふことの結果ではございません。そうでありますれば、独航船の区域で一割減らしているといふこともつじつまが合はぬわけでございます。これはそういうことではなくて、資源の面と、もう一つは四十五度の線は日本としてはどうしても守るのだ、それにはどうしたら一番守りやすいのだらうか、当然ことしも一昨年、一昨年と規制区域外の数量を実は向こうと話し合ひをしておりますので、今年度も当然そういうことが問題になつてくるだらう、そういう場合にどういふふうにするかという方法外の数量を守つていけるかという方法論が一つと、それからもう一つは、マス資源が非常に減つていふという、両面からこれを考えましたので、ソ連側から強要されてやつたとか、あるいはソ連側と話し合ひの上でどういふ数字にしたというわけではございません。

くる、すなわち二割減らさないうことならば、またことしよけいにとり過ぎるといふようなおそれがあるから、だからその二割減らしていけば、二割捕獲してもよけいにならない、こういう勘定が出てくるわけなのです。そういうような心配も配慮されたわけなのですか。

○政府委員(伊東正義) 先ほどから申し上げましたように、これはよけいとつたから、その罰といつては語弊がありますが、そういう意味で減らすとでございますが、私どもはそういうこととじゃなくて、一つは、資源の面からはやはり漁獲高というものを相当減らさなければいけません。ソ連との交渉では四十五度をもつと南に広げて、そして沿岸の漁業をもう全部、ノルマをやつてももらつたらどうか、やるべきだ、同じ資源であるからやるべきだといふことを強く主張されるのでござい

○安田敏雄君 よけいとつたといふことは去年だけではないようでございますし、そこで、去年と同じ船団だけ

ませんが、十二月中の統計が出ればこれがまたふえるということにならうかと思ひます。

○安田敏雄君 私はこの問題全然わからんわけですが、先月の新聞を見ますといふと、業者ですが、のほうは船団を二割減らさないで休業したほうがいい、こういうことで主張している。ところが、水産庁のほうはそうではなくて、既定方針どおり二割減らして、という方針を堅持している。こういうふうなお話でしたが、その間の調整は全部お済みになつたわけですか。

○政府委員(伊東正義) 御質問の点でございますが、まだ調整済んでおりません。

もう一つ申し上げたいのでございますが、実は団体二つございまして、日鯉連といふ独航船のほうと、それから全鯉連といふ、以南の流し網がございまして、両者それぞれ話しておりますが、いろいろニュアンスは実は違つております。違つておりますが、全鯉連のほうにつきましては、まだその点が調整つかんままに、高崎代表は明日立ち、全鯉連の会長があるいは一緒にいきますが、数日おくれしていきますが、まだ国内的には話し合ひがつかんままに代表が立たれるというのが現状だらうと思ひます。

○北村輔君 私はまだちょっと落ちないのが、区域内の母船式も一割減らすといふことで、区域外のほうは二割減らす、こういうのですけれども、大体母船式のほうはまあ一九五二年当時約三隻であつたものが、一九五九年で十六隻になつて、それを十二隻に今日減らしている。大体、これが十二隻で九万六千トンくらいの方です。と

ところが、以南の流し網は、非常に零細なトン数、平均で四十トンくらいだろうというところですが、それが一九五五年は千二百四十二隻、その前の一九五三年は約千九百三十二隻、約二千隻であったものが、今日では四百十四隻に減らされている。こういうことで、年々歳々へらばうなものが減らされているのです。しかも、一九五五年の千二百四十二隻から、その翌年は五百十隻に減らされているのです。それで半分以下に減らされてしまっている、それがなおかつ、ずっと減ってきているのです。ところが、母船式のほうは一九五九年まではふえてきています。一九五九年までふえてきているんです。そういうことで、母船式の犠牲に流し網がなってきたというところは、私ははっきり言えるのじゃないか。しかも、四百十四隻でもって一六六千トン何がしです。こちらは十二隻で九六六千トン何がし、でんで違わけてですね。もちろん独航船もそれに付属してついているわけでございますけれども、そのようにして、母船式の漁業というのは相当やはり伸びてきておったわけですね。そういうことのために、流し網が規制区域外が狭められるし、そういうようなことで、相当減ってきているわけです。したがって、区域内で二割減らないでも——一割減らすんだが、区域外のはうで二割減らすのは妥当なんだというけれども、これは配分の国内問題として、私は国内の問題である。配分の問題である。したがって、これは私は、納得のいかなない、全銓連ですかというの、相当の理由があるというふうに私は感ずるのです。したがって、そういうようなこととからいくという、どうしても今度

の規制というものは、比較的零細なものを犠牲にして母船式を確保する、これ以外にないのじゃないか、そういうような点からいえば、もう少しやはりあたった行政のあり方があっていいんじゃないかというふうに思うのです。母船式のほうはどちらかといえ、資本漁業でありまして、北洋漁業がうまくなければ、陸上へ行って畜産もやる、何もやるという、大資本なら何でもできる、何の転換でもできる。ところが先ほど来、東委員も質問しているように、鮭鱒を、マスを中心にそれじゃマグロなりカツオなりに切りかえられるか、なかなか切りかえられないという実態です。そういう中で二割を減らすというところについてはやはり問題があるのじゃないか、こういうふうに思うのです。したがって、これはやはり国内問題なんでありまして、どうも聞くところによると、水産庁は非常に強権的に前たちの漁業というものは一年々許可漁業だ、言うことを聞かなければ許可しないぞ、こういうようなことでおどかしているというところも聞いています。それでは私は行政のあり方として非常に間違っている、こういうふうなふうに思うんです。そういうふうな点からいって、どうも国内配分の問題について、私どもは割り切れないものを感じますし、また日ソ漁業の交渉にあつても、この問題解決しないままでは、一体どのよう長交渉の経過になるのか。全銓連の会長も行くから、そのうちに交渉の中で難航するということ、ひとりで折れしてしまうだろうというふうな予測のもとに、決定しないで出ていくというものは、何かこれは多数で押し切つてしま

うような感じがする。もともと、やはり流し網漁業というふうなもの性格といふものを、しっかりと、国内の調整の問題としては考える必要があるのじゃないか、このように思うのです。そういうふうな点からいって、国内規制の問題が二割がどうしても正しいと考えられるかどうか、この点を一つ御説明願いたい。二割の問題はマスの資源というところに特に関係があつて、そういうところからいって、二割がどうもいふまでもなく、国内の調整の問題としては、どうも私は割り切れないものを感じますので、どうしても動かないものなのか、また、これがそれほど合理的であるものなのか、この点をもう一度お答え願いたい。

○政府委員(伊東正義) 先ほど先生、母船式のために以南を減らすという犠牲にしているのじゃないかといふお話でございますが、実は私どもは全然そういうことを考えておりません。実は母船式といひまして、これは母船会社と独航船で団体交渉しまして、一匹幾らという値段をきめて、団体交渉で売っているというところでございまして、母船式の中にも独航船が四百十隻、ちよと以南の四百十四隻と匹敵する独航船があるわけでございます。漁獲高は実は一隻当たりでございますと六一年、昨年でございますが、以南のほうは一隻当たり百六十五トンぐらいたつております。独航船のほうは百三十三トンぐらいたつております。数量からいきましたら、小さい船で一隻当たりにはたくさん魚を取っております。収益で見ても、われわれの収益計算では、以南のほうは独航船よりもかなりいいんじゃないかというふうなことを実は考えておるわけでございます。それから先ほど以南を非常に減らしたということを生先おっしゃいましたが、これは以南の中で船をつぶして大きくつくるというところが一つあるわけでございます。ですから、五百十隻といふ現在四百十四隻でございますが、約百隻減りました。トンは数倍の船がなくなつたということ、一つは以南の船を独航船のほうで買ったというところがございまして、以南につくましまして、私どもたえば今度は源泉といふこととしまして、給料といふこととしまして、私どもたえば源泉といふこととしまして、実績的に船をつぶして大きくつくるということとがだいたい行なわれたわけでございます。

それから今のお話で、二割といふものが話がつかぬうちにいくかといふことでございしますが、私どもとしては、あしたの時点まででは遺憾ながら話をつかぬのでございしますが、私も今年の漁業交渉、資源の問題、今まで出ていることから考えますれば、私はこういう方針は堅持したいというふうに考えております。

○委員(梶原茂雄) 他に御発言がございせんければ、本件につきましては、この程度にいたします。

○委員(梶原茂雄) 漁業法の一部を改正する法律案(閣法第一三三二号)、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第一三三三号)以上参議院先議の二案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○森八三一君 ただいま議題になった二つの法律案の提案理由の説明なりあるいはその補足説明の中に、日本の漁業は漁獲高では世界有数の地位を占めておるが、しかしその中を見ると、沿岸漁業は一部を除く全体として非常に低い生産性にとどまっております。さらに国際的な制約の強化等によって、沖合い遠洋漁業も非常に不安定な状態にあるといふことが述べられております。まさに実態はそうであらうと思ひます。そこで、今後の水産日本としての成果を高揚して参りますためには、諸般の情勢から考えまして、沿岸における漁業、特に養殖といふような面にかんする努力を払つていかなければならぬと思ひます。そういうことに関連いたしましたので、前国会におきましても、その前の国会におきましても、い

初にお伺いしたい。

○政府委員(伊東正義) 今御質問のありました、特に沿岸漁業につきましては何か立法措置という問題でございますが、私どもも農林漁業基本問題調査会の答申をもらいまして、実はいろいろ検討したのでございますが、大体成案を得まして、本日の閣議で国会に提案するということを実は決定いたしましたわけでございます。すでに漁業法、水協法を提案いたしておりますが、この問題の取り扱いにつきましては、委員長ともよく私も御相談いたしましたし、なるべく早く国会のほうに提案して御審議をいただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○森八三三君 私のお伺いいたしましたのは、そういうような手続が講ぜられるといたしますと、あとで出てくる沿岸漁業の振興に関する法律と、この漁業法の改正なり、協同組合法の改正なりというものの関連があるのじゃないかという感じを持つのですがね。そういうことはなしに、この二つの法律は本院の先議ですから、これはこのままとして、これはぜひ見えて審査をしていってよろしいかどうかという問題にも、一つ割り切れぬものがあるように思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(伊東正義) 漁業法につきましては、これは沿岸漁業だけでございませぬ。漁業制度全般に国際漁業まで含めて規定しております法律でございます。水協法になってきますと、若干性質が違いますが、それから、今もう一つ考えております沿岸漁業等振興法は、おもに沿岸漁業、それかな若干足を出しまして、沖合いといいますが、

中小漁業まで頭を含めた法律というふうに考えておりますので、漁業法等とは若干範囲がまた違ふかもしれませぬが、一部につきましては、当然これは関連を持った法律だというふうに考えております。

○森八三三君 そうしますと、その法律が出てきたのを見てでないと十分な質疑はならぬと思いますが、しかし、きょうの時点ではそれは参りませんので、出ておる法律だけに関連して一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。

漁業法の改正の中に、漁業権行使の制限という問題が出ております。これは事務的なことではありまするが、総会の開催前に書面で同意の手続をとるということがありますが、三分の二以上の同意が出てしまえば、総会の議決ということになるような形式上やうなことがいふような手続をなぜやらなければならぬのかという問題が一つ。

○政府委員(伊東正義) 今の点は、従来は各自行使権という規定を置いておったわけでございますが、各自行使権でございますと、どうしても組合員全部にこれを行使させなければいかんというところで、非常に零細化するといふ問題もございしますので、実は今度の法律は、漁業権行使規則あるいは入漁権行使規則という規則を作りましてやる。ですから一部の人は、その規則によりましては漁業権を使へぬということも出てくるようなことになるわけでございます。それで、あらかじめその関係のものの三分の二の同意をとるということに、書面で同意をとって意思を確認しておくということにしたのでございますが、その人と今度は組合

の議決権を持った人とが、若干食い違ひが出てくる場合がございます。三分の二の同意のほうには准組合も入ってくるというところも考えられるわけでございまして、総会の決議になりますと、議決権がないということにもなりますので、これは一回関係者の三分の二以上の同意と、同時にこれは組合として行使規則を作りますので、組合の決議と両方に実をかけたような次第でございます。

○森八三三君 その次にお伺いしたいのは、漁業法の改正の中で、漁業権の行使の制度を廃止するということが述べられておりますが、特に区画漁業につきましては、今の沿岸漁業の振興に関する法律が出て参りますその場合に、論議があらうと思ひますが、養殖関係の問題につきましては、相当多額の資金、施設といふものを投入をすることになると思ひます。という関係から、過去におきましてはそういうことが考慮せられた結果として、特別な場合を除きまして更新の制度が認められておるといふように私は理解しておるし、当然そうなければならぬと思ふのです。ところが説明書には、相互の利用を目的とする云々といふことのために、この更新制を廃止するといふことが述べられております。総合的利用といふことと、養殖を中心とする区画漁業の問題とをどういふふう

に理解してよろしいのか。むしろ、私は今までの規定のとおり、特別な場合は更新を認めないといふことはあり得ると思ひますが、原則的にはやはり安心して沿岸の漁業、養殖方面に精勵のできる建前といふものを作っておいてやるということが、親切な形ではな

らうかと思ひますが、その点はどうかと思ひますが、その点はどうか

なるか。

○政府委員(伊東正義) 更新の規定を落としたのは、現在の法律では、更新の規定は区画漁業につきましてはありまして、附則でこれを停止したてしております。現在の法律では、これを今度の法律では更新制度をやめまして、特に区画漁業の中では先生のおっしゃいました相当資本を使うといふようなもの、たとえば真珠、漁類養殖業といふものにつきましては、そのかわり実は許可期間を十年としたわけでございます。これにつきましては、十年間といえ、相当の期間でございます。そのほかの区画漁業につきましては、たとえばノリでございますと、あるいはカキといふようなものにつきましては、これはほとんどが団体管理の漁業権でございます。でございますので、実は組合以外の人、ほとんどそういう権利はもたない、優先的に組合がその区画漁業権を、特定区画漁業権といっておりますが、もたらせて、組合に行使させるということになっておりますので、組合以外にはその漁業権は行かぬという前提がございしますので、これは更新の規定を取りまして、ほとんどまた組合ということは、これは実は法律の建前ではほとんど明らかでございます。それでやはり一つは、十年といふことにいたし、一つは団体管理漁業権といふことがありますので、漁業権を更新いたします際には、必ず前の人がもらうのだといふふうに全部をしてしまふということじゃなくて、団体管理漁業権は、大体そういうことになりまして、やはりその時点に立つてその漁場

をどういふふうにか総合的に利用したらいいかといふことは、五年間なり十年間たつたら、やはり考えてみるということが私は必要ではなからうかということ、更新の規定を取つたわけでございます。

○森八三三君 期間は、十年といふことと、確かに五年は延長になったことはわかりました。わかりませんが、漁業協同組合に対する更新が、十年たてば原則としては認められないといふことになるといふので、結論的には、今までの付則で制限をしておつたということ、これは別の理由で制限があつたことは更新をするということであつたが、他の理由によつて、制限といふものが、適用しないといふような附則がつけ加へたものであります。違ふと思ふのです。十年に延長いたしましたも、協同組合に対する権利といふものは更新していくという建前を存続をしておかなければ、この種の漁業としては、非常に不安定じゃないかといふふうに思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(伊東正義) お答えいたしますが、組合の団体管理漁業権でございますと、ほとんどこれは五年たてばまたその漁業協同組合、もう五年たてばまた更新できるという意味じゃない、カキとかノリとか、そういう団体管理漁業権はその時点その時点に立つてございしますが、ほとんどほかの人はもたない、団体に優先的にいふこと、組合がその時点で切られるといふことは、私はほとんど考えられぬの

じやないか、団体管理漁業権について、ましてこの規定を取りましたのは、た

はと

カキ養殖といふものは、これは団体管

○東陸

関連。

組長があらう

じゃないか、団体管理漁業権については、どうも考へておられます。ただ、真珠とそれから大規模な漁業権については、これは十年たつた場合に、もう一回再検討して見るということになると思ひますが、団体管理漁業権については、私は先生のおっしゃるようなことには現実の問題としてはおそれないから、団体管理漁業権として統一していくというふうに思ひます。

○森八三三君 今の長官のお話し、具体的には統一していくものであるとすれば、むしろ法律規定をいたしましては、その実体を明示しておくことが、関係の漁業協同組合なりそれに加入をしておる組合員が、ほんとうに安心をしてやうといけるということになると思ひます。これは多少難題かも知れませんが、十年たてば、一応形式的に打ち切るというように改めさせる結果として、今の臨海工業なんかの問題の補償問題ということの関連が、どうも頭に浮かんでくるので、そういうことと問題にならぬ。だから実体的には、管理漁業の協同組合に対する漁業権については、貝類とかあるいはノリ、あるいはカキというような養殖的なものについては、当然これは存続していくことが原則だということになれば、その原則をむしろ明らかにしておくということが、私は親切な措置である、こう思ひますが、いかがでありますか。

○政府委員(伊東正義君) 今申し上げましたように、これは私のほうは、漁業権につきましては、共同漁業権の場合にはほとんど組合でございまして、そのほかに、そういふことを書きませんが、従来からありました区画漁業権につき

ましてこの規定を取りましたのは、たとえば組合の者だけはこれは必ず更新する、組合以外の者は更新しないといふことは、私は法の建前上これはなかなかむずかしいのじゃないかといふことが考えられます。それで区画漁業権の中には、当然組合員以外の者もあるわけにございまして、組合だけは必ず更新する、個人は更新しないといふことも法の建前上いかかと思ひます。すので、これは片っ方の資本投下の大きいものとかいうものについては十年ということにいたしました。一応区画漁業権全部につきまして、個人の場

○森八三三君 そうしますと、ここで明確にしておきたいと思ひますが、協同組合等に対する漁業権につきましては、養殖等の多額の資本を要し、計画的に長期にわたるというものについては、実体的には十年後に於いて特別の理由のないという場合には更新をする、現在の規定と同じ精神においてこれを運営されるのだ、こう了解してよろしうございませうか。

○政府委員(伊東正義君) 十年先ということと、実は先ほど申しました区画漁業権の中で十年になりましたのは、真珠とそれから大規模の魚類養殖でございまして、そのほかは実は五年でございまして、五年々々切つていくわけにございまして、先ほどから先生のおっしゃいますように、ノリとか

カキ養殖というものは、これは団体管理漁業権でほとんど組合にいくといふことになっております。現実の姿はおそらくそういうことになってくるだろうといふふうに私は思ひます。

○森八三三君 なつていくであらうといふところに、ちょっと問題があるのですね。そうなるのだというように実体的には御説明があつたように思ひますが、そこにあるといふことになりまう。この問題が起きますので、それから実体的にはそうなるのだといふことが明確に御説明いただければ、一応私個人としては了解できます。五年ごとに再審査をして可否を決するといふことが建前だといふことになりまう。これは非常に重大な問題が伏在してくるというように思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 今の問題でございまして、これは十四条で免許の適格性といふことをいっておるわけにございまして。この中で二項で特定区画漁業権、先ほどのノリとかカキとかでございまして、これは適格性がありません。すば、こういう人に優先的にいくわけにございまして。たとえばその組合員のうちで地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるものとかいふような条件はもちろんでございまして。こういう適格条件があれば、ノリとかカキについては組合に優先権があるのでございまして、こういう条件さえあれば、これは当然その組合以外にはいかならないということにならうかと思ひます。

○東藤 閣下。これは今の問題は、私は一番関係するの、先ほど森委員が言つたように、東京湾その他におけるノリ業者に一番関係が多いと思ひます。ノリ関係といふのは埋め立てその他の問題が当然起きて参ります。したがつて、私はこの漁業権の免許の更新関係、その他について規定を歴史的に見ますと、古い時代の明治時代に於いたのは、前項の期間に漁業権者の申請によりこれを更新することを得と、こういうふうにして、届出をすれば、もうすぐそのまゝ継続をする、こういうふうなおおらかな形でもって行なわれておつた。それが現行法では、第二十一条の規定で一応おおらかな気分を示しておるの、すけれども、ところが附則でもってそれを限定をしております。それは「第二十一条第二項から第四項までの規定は、当分の間は適用しない。」という附則をつけています。そして現行では、おおらかな規定を廃止をしておる。こういうのが現状ではないかと思ひます。それでこのこと自体でも、もうすでに不安を来しておると思ひます。今度は明らかにこの明文を除いてしまつて、そして農林大臣及び都道府県知事に大きな権限を付与する、こういうことにならうわけにございまして。そこで、これは非常に関係のないものと、それから関係のあるものとをせつ然と分かれる問題なんでありまして。別にこういう規定を原則にしておいても、漁業法の中には、明らかに農林大臣も都道府県知事も免許その他を取り消す権利を保有しておるはずで、それに適格な条件がない場合に、それを続けていく必要がないのでありまして、そういうふうな

権限があるはずでありますから、別にこういうふうな規定を必要としないのじゃないか、こう考へるわけですが、この点はどういうふうにお考へですか。

○政府委員(伊東正義君) 今の御質問でございまして、今の規定で更新を置いておきますのは区画漁業でございまして、その附則で適用を停止したといふことは、事実でございまして。それで今度の考へでございまして、これはやはりある期間がきたら、その地先の漁場につきましては、どういふ計画を作っていくのかといふことをみな検討しようじゃないか、総合的に一番いい方法でやういふことをいふことを、実は前提にいたしまして、いわゆる継続免許とかいふことをやめたわけにございまして。ただし、その中でも、先ほどから申し上げましたように、生産期間の非常に長いもの、あるいは相当な投資が要するもの、あるいは漁業調整上そう差しつかえないといふものについては十年といふふうに、従来よりも長い免許の期間を定めておる。ただし、その場合は五年に於いては、その場合の一部の人だけに継続免許をするといふこともできませんので、これはそのたびごとにだれにやうたいいかといふことを考へる、ただし先ほどから申し上げました特定区画漁業権につきましては、これは先ほどの一定の要件がございまして、当然優先的に組合にいくといふような形になってきます。すので、私はその条件がある限りは、これは当然五年たてば、また組合といふことにならうといふふうに、現実はいくら考へるわけにございまして。

○清澤俊英君 関連して、ただ一点だけ少しきょうは早く打ち切ってもらふことにしまして、続けてやることになるだらうと思いますが、二十六年かの改正のときに知事の取り消し権がついたんですね、あれは二十二年ですか二十四年ですか、その審議の過程において、おそらく知事の取り消しの要件というものが質問になってくると思うのだ。どういふ場合に知事はこれは取り消されるのだ、ただこれもこれもなしに勝手に取り消されぬじゃないという点はどうなっていますか。こういうことと、港灣法の適用や、知事の取り消し事項や、そういうもので非常に脅威を感じて、今森さんが言われたとおり、そういう場合には専断的に処分することができるとです。だから明確にそういう権限があることを明記してもらわなかつたら大問題ですよ。これは農地法の二十条の解釈のよくなものがちやんとついていなかったら、これは大問題になると思うんですよ。二十条のあすこの結局は無条件に取り上げられないというあれをとってしまったというなら、これは農地局はひっくりかえつちやうだろと思う。それと同じようなものを今出そうとしているんですよ。しかも、いろいろの公益性を持った場合には港灣法でもつてやる、現に横浜のときは出たんですよ。そういうものとの食ひ合わせはどうなんですか、この法律でいいたら、それだけお聞きしておけばいいんです、あとはまたその次にやります。

○政府委員(伊東正義君) 今の取り消しの問題でございすが、この法律は漁業法の三十九条にございすが、私もこの規定はいじつておりません。三十九条はもとのままだにいたしております。それで現在は区画漁業権につきまして、一応規定があつて附則で停止するということでありまして、たとえば定置の自営などもこれは経験者優先でございすが、組合の自営というものは相当多いわけにございまして、これにつきましても、実は継続して免許するといふようなことは現在いたしておりませんが、区画漁業権につきましても、その点は今度一緒にしまして、ただしある程度の条件があれば、これは優先的にその組合員にいくというふうな、停止の場合のときと同じふうな取り扱ひをしたわけにございします。

○千田正君 さつき森委員の御質問に對して長官からは、これはたとえ埋立その他によつて漁業権を失ふようなことを考へてはあらないんだ、そういうことを心配してあれしたのじゃないということなんです、現実において、たとえば東京灣のノリの問題、あるいはその他の都市に近いノリ漁業や何か、どんどん近代産業発達につれて土地造成をされていく、埋め立てられていく。それで五年の漁業権と十年の漁業権との場合の賠償の場合は額が違ふと思ひませんか、どうです。私は今までのいろいろな問題をこゝへ持つてこられたらうで、一番難問問題は、たとえば漁業が埋立によつて、市なり県なりが中へ入るんだけれども、なかなか漁民は承知しない。一方にはどうしてもそれをやらなくちゃならないというふうな場合に、非常な問題が起きてくるそれは漁民を納得させない間は、納得させるには十分な根拠がなければならぬし、そういうような場合非常な困る。そういうようなことも勘案しながら、こういう法律を作つたんじゃないか、私はそういうことを歪曲して考へれば、人を悪く考へれば、あるいは賠償する場合でも五年にしてあげれば、五年の場合の賠償額と十年の場合の賠償額とは額にしまだ違ふんだから、私は非常に漁民のために考へた場合はこれはどうかと思ふ。どうかと思ふようにわれわれは考へられる。漁業の埋立や何かに対して、水産庁は今まで真剣になつて中へ入つて解決に当たつたことないでしよう、実際において、たとえば横浜の埋立に對してもわれわれは何回となく、こういう問題に對して折衝したけれども、水産庁は十分なる指導あるいはあつせん、協力というふうなことをやらなかつた、そういうふうな問題が幾つも残つておる。だから、その問題を解決するに際しては、五年といふことにきめてといふようなことになるという、あなたも純理論論におつしやるけれども、実際そういう環境におかれた漁民は、なかなか納得しないわけですね。これをどういふふうな納得するように解釈されるか、もう一度ひとつお答えいただきたい。

○政府委員(伊東正義君) 今の点でございすが、われわれ、区画漁業権について全部更新制というものをやめた理由でございすが、これはやはり、ある年限がきたら、その漁場について、はもう一回みんなどうやって使つたら一番いいかということを見直そうじゃないかということ、更新制というものをやめたわけにございします。先生の御質問があれはほんのいいじゃないか、まあこれはひとつのたとえでございすが、そうおつしやることも、確かに補償とか何かになりますれば、二十年なり三十年なりという長いものがあるのと、五年というのでは、いろいろな問題で違つてくるだらうというところはわかります。現在の補償等は、しかし自由漁業、免許や何か、許可がなつても、自由漁業についてもやはり十年ぐらゐの補償はしているというものが現状でございすが、私も、補償というところだけから考へたのではなくて、これは漁場の総合的な利用をやつていくんだというところからは、何年かきたら、もう一回再検討していくというところの前提をとつたような次第でございします。

○森八三君 同じことを繰り返して聞くようですが、ただいまの策弁だと、一定の年限が到達をして、そこで漁場の総合的な利用だとかいろいろなことを勘案した結果、その漁業権というものを取り消しする事由が明確であつた場合だけに限り消しする、そうでない場合は更新をしてやるんだということ、特定の区画漁業については行なわれるであらうと、こうおつしやつておるんです。だとすれば、現行法におきまして、そういうような期間延長の免許の取り消しをする事由がある場合を除いては、継続していいんだと、こういう規定があるんですね。ですから、そういう規定をお作りになつたらどうですか。全部やめてしまふ、もう機械的に、そのときにははいやおうなしに漁業権は一方的に与えないというこ

のとが行なわれるんですね、あなたの法律的な考へでは。その事由をきわめましても、この事由についてはいろいろ意見があると思ひます。その意見が調整できせんうちに、これは一方的に更新を認めないという措置をなし得るんです、こういうふうな書いてしまふ。ただ、それはならぬだらうと言つておりましたが、それはただ水産庁長官としての考へ方であつて、これを取り扱ひますのは地方庁その他が扱ふんですから、そういう場合には、他の事由によつて一方的に期間の更新を認めないという措置が行なわれてしまふ、それきりなんです。こういうふうなものを養殖することになりますと、もう五年たてば免許が与えられないからぬからといって、仕事をやめておるわけにいかぬわけですね。だから、次へ継続して資本を投下し、施設をしなきゃならぬ。当然これは免許していただけるものだ、継続されるものだという認識のもとに資本を投下し、施設をしておるのに、一方的な事由によつてびしゃつとやられてしまふというふうなことが起き得ると思ひます。そういうことであつてはならぬので、そこで、取り消しをしなきゃならぬ正当な事由のある場合を除いては、当然更新するべきであるということを書いておる。現行法と同じなんです。そういうことが親切な措置じゃないんです。今、御説明でございしますと、実体的にはそうなるんだと、こゝろ私は受け取つておるんです。実体的にはそうなる、実体的にそうなるというなら、法律はだれにもわかりやすいように書いておくことが親切な

んです。実体を説明したらよいと、こ
う思うですが、そうは思いませんか。
○政府委員(伊東正義) 先ほど申し
上げましたように、区画漁業権の中に
は、先生御承知のように、個人のもの
もあり、組合のものもあるということ
でございます。それで、その個人の中
に、特に先ほど申しましたように、十
年という非常に長い期間漁場を使うと
いうようなものもあるわけでございま
す。それが十年先になつて、また、は
たして個人がいいのか、組合がいいの
かというような問題も、これはまた当
然、たとえば、真珠につきまして今度
の法律でいろいろ議論がございました
が、これは十年先になつた場合には、
個人にやるがいいか、あるいは組合に
やるがいいかというような問題も、当
然私は出てくるのだらうと思ひます。
その場合に、一律にはやはりこれはそ
の個人に当然やらにいかんということ
になりますと、やはりその地先の漁場
計画をやりやす場合に、これは私は問
題だというふうに思ひます。そしてま
た、組合だけに更新して、個人には更
新しないというのも、これはおかしな
ことになるのじゃないかというふうに
思ひまして、漁場の計画につきまして
は、やはり何年かたつたならば、もう
一回再検討する。ただし、団体管理漁
業権については、これはある資格があ
れば、当然その人以外にはいかなので
ありますから、当然その人に免許がい
くのだらうということが当然考えられ
る、こういうふうに申し上げたわけで
ございませう。

○森八三三 長官の説明はわかりま
した。その説明の趣旨どおりここに
へ文句を書いたらどうかということな
んです。と申し上げますことは、そう
いうような一々の事例をあげて法律規
定をすることは、確かに煩にたえませ
んから、そこで更新をする事由のない
という場合ですね、その場合を除いて、
当然更新されるのだという規定を
置いたらどうです。お話しのように、
個人の漁業権がある、それは総合的利
用というものを考えて、もし更新をし
なくてもよろしいという事由があるの
ですね、そういう場合、事由があつて
取り消しを要する場合は別でございま
すから、そういうような事由のない場
合には当然継続されるのだという、現
行法の規定と同じような規定を存続さ
れることがむしろ好ましいし、御説明
の趣旨を法律に表わすことなんです。
何もこだわる必要はないと思うので
すが、御説明どおり書いたらどうか、こ
ういうことなんです。

○政府委員(伊東正義) 今申し上げ
ましたように、私どもの前提は、ある
時期がきたら、それはその漁場につ
いては何をやつたらいいのだというこ
とを、当然私は再検討すべきじゃな
い。それは、その漁場は定置がいいの
か、区画がいいのか、またいろいろ問
題はあるのだらうと思ひます。それは何
年間かたつた場合には、それは新しく
検討してやる、こういうことでいいの
じゃないかというところで、漁場につ
いてあまり固定的なものを考えな
いということにしたわけでございま
す。

○清澤俊英 さつき私が言いました
ね、現行法の知事の認可の取り消し
は、どういう場合に取り消せるのか、
これが問題になつたと思うのです。こ
ういう場合に知事は取り消せるのだ、

こういう場合にはそうむづかしいこと
はないのだ、これは何かそれに説明
があると思うのです。それを聞きたい
というのだ。現行法の、この知事の取
消しという条項がついていて、では
う。その知事の取り消しに対しては、
どういう場合に取り消されるのだ。何
もかにも知事が考えて、これはひとつ
取り消してしまふまでもできるの
か。何かそこに私は残っていると思
うのですよ、説明が。元来ならそこ
知事の取り消す場合にはこう、こ
ういう場合には取り消すことができる
と書かれるのがほんとうだらうと思
うのだが、そうならないのだ。そこ
で問題があるから、それをお聞きし
たいということ、今個人が云々、こ
ういわれるけれども、終戦後の漁業法を
作るときは、漁場の民主化が中心だ
たのでしよう。そこへ個人というもの
が入るのは、これはどうも法則から見
れば間違ひなんだ。だから、それに対
してある制約を加えて、もっと民主化
したものにしようという考え方は、こ
れは一応の考え方だと、こう思われ
る。ところが、これはひとつの団体と
してずっとやってきたものの漁業、ノ
リだとか、あるいはアサリの養殖だ
とか、個人ではこれはできないです。
やたらにね。あまりできないです。そ
ういふものを団体でやってきたもの
を、これはすぐこの条文からいけば、
五年間で打ち切りになつてしまふ。と
ころが、あなたのおっしゃるのは、た
だし三分の二以上の、その土地にお
いてその業に従事する者がいれば、三
二条ですかによつてそれはあるのだ、
こういうことを言われているが、ある
ならあるではつきりさせたいじや

ないか。これは森さんの言うことな
んだが、私もやはりそう思う。逆に今
森さんはそれを言うていられるのだ。
これこれの場合には継続することはで
きないが、これこれの場合には継続す
ることができるとはつきり書いたらいい
じゃないか、ない場合でも。これは民
法上問題になると思うのです。私は農
地法の二十条とちやうど似ているとこ
ろがあるから、そう簡単に人の権利を
そんな簡単に取り上げられるものじゃ
ないです。生活権に影響するものは、
社会の福祉に、いや個人の生活に對し
てこんなもの幾ら法律が通つたつて、
民法のほうからいつたらだめなんじや
ないか、二十条の解釈については、そ
れはこうなつておきますけれども、ど
うしても、継続して土地を耕すとい
うものについては取り上げることはで
きないと、はつきり農林省答えてい
るんだ。そういうあやしいものを出して
たつて、われわれはいはいといつて
あとへ下されるものじゃないんです。
○政府委員(伊東正義) 御説明いた
します。漁業権の取り消しはどうい
うことになつていくかというお話して
ございませうが、現行法の三十七条から
は四十条までございませう。三十七条
は、休んでいゝという場合ではない
るな条件がございませうが、取り消
するは三十八条でございませうとい
ろいろな漁業の免許に優先順位をつ
けて適格性を置いておきます。そういう
ものがなくなつた場合には取り消しで
きる、あるいは公益上の必要でござ
いませうが、漁業調整、船舶の航行、停泊、
係留、水底電線の敷設その他公益上必
要があると認めるときは、取り消しな
り停止ができる、あるいは免許の錯誤

があつた場合にはこれは取り消すとい
う規定が実はございまして、これはこ
のまゝいじつておられます。

○森八三三 ただいまの質問、三十
七条から四十条までに取り消しの規定
がある、そのほかに今度は提案理由の
補足説明で漁場の総合的利用という
のが新しく入つてきたわけなんです。
それから総合的利用ということについて
は、調整委員会なんか意見を聞いてお
りになると思う。ただ役所が一方的に
総合的利用というこの判断をされな
いと思ひます。そういうような民主
的な公の機関がそういうことを決定
しまして、現行法の三十七条から四十
条の中にお読みになつたその理由、そ
のほかに民主的な判断に基づいて漁
業権の更新を非とするという場合には
ここに書いて、その他の場合には当
然更新されるのだという規定を入れ
る、これは御説明のとおりなんです。
御説明のとおりここに明示いたしま
して、そして漁民が安心して資本を
おろし、施設をさして今後伸びてい
かなければならぬ、日本水産のほん
と中軸になる沿岸における漁業とい
うものを振興していくという態度を
とるべきだと思ひます。それは別に
曲がつたことをいっているんじゃない
か、御説明のとおりを書いたらどう
うか、御説明と違ふことを要求す
るなら議論があらまが、御説明の
おりのことを文書に表わしていただ
うか、これだけの相談です。それが
かぬとなつたとその説明は真相を
説明してないということにおそらくな
つてくる。説明のとおり書いたらど
うか、

ないか。これは森さんの言うことな
んだが、私もやはりそう思う。逆に今
森さんはそれを言うていられるのだ。
これこれの場合には継続することはで
きないが、これこれの場合には継続す
ることができるとはつきり書いたらいい
じゃないか、ない場合でも。これは民
法上問題になると思うのです。私は農
地法の二十条とちやうど似ているとこ
ろがあるから、そう簡単に人の権利を
そんな簡単に取り上げられるものじゃ
ないです。生活権に影響するものは、
社会の福祉に、いや個人の生活に對し
てこんなもの幾ら法律が通つたつて、
民法のほうからいつたらだめなんじや
ないか、二十条の解釈については、そ
れはこうなつておきますけれども、ど
うしても、継続して土地を耕すとい
うものについては取り上げることはで
きないと、はつきり農林省答えてい
るんだ。そういうあやしいものを出して
たつて、われわれはいはいといつて
あとへ下されるものじゃないんです。
○政府委員(伊東正義) 御説明いた
します。漁業権の取り消しはどうい
うことになつていくかというお話して
ございませうが、現行法の三十七条から
は四十条までございませう。三十七条
は、休んでいゝという場合ではない
るな条件がございませうが、取り消
するは三十八条でございませうとい
ろいろな漁業の免許に優先順位をつ
けて適格性を置いておきます。そういう
ものがなくなつた場合には取り消しで
きる、あるいは公益上の必要でござ
いませうが、漁業調整、船舶の航行、停泊、
係留、水底電線の敷設その他公益上必
要があると認めるときは、取り消しな
り停止ができる、あるいは免許の錯誤

こういうことです。

○政府委員(伊東正義) 今のお話しでございますが、私先ほどから申し上げてまいりますが、五年なりあるいは真珠でありますと十年ばかりたちました場合、この漁場をだれが使うかということとを再検討するということです。これは漁場の総合利用といいますが、そういうことをすべきだ、そうしてその上に立つて新しくだれに免許をするかというのを考えるべきだ。その場合の免許につきましては、優先順位がはっきり書いてありまして、そうして団体管理漁業権につきましては、一定の条件があれば、これは組合に行くようになるというのを申し上げたのでございます。その場合に、法律でこれは継続して免許するのだというふうなままでは、私はそこは法律的にはむづかしい問題があるのじゃないか。その場合は新しい立場に立つて、だれにやるかというのをこれは検討してやるべきだ。ただし、団体管理漁業権については、当然そういうものに行く可能性は非常に高いということを申し上げたわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと関連。じゃ聞きますが、私は質疑応答を聞いていますと、いつまでもまた昼前と同じで時間だけ食っているような感じがしてしょうがない。森さんの言うとおりの書いてどこに差しつかえが起きますか。私どもが聞いていますと、起きないというふうにししか聞けないのです。何も森さんが言うとおりに書いたからとて、五年たつて新しい観点に立つて検討できないというはすばらしいわけなんです。その一つの方法は、現行法にだつてですね、清澤さんなんかも指摘していたけ

れどもある。それを今度の法律改正に、さつきから森さんが指摘したように書き直してみたとところで、それじゃそれは五年たつたときに検討できないかといえはできると、こういうことなんです。それがどうも今あなたのおっしゃる通りに固執するということになると、どうもその際に自然に共同管理の漁業権だつても必ず行くとは限らない。行けるということだけであつて行くとは限らない。正当なる事由がなくとも取り消すこともあり得るということになつちゃうと思うのですが、どうなんですか。私はもうここで人が質問しているから、あまり言いたくないのだけれども、どうも時間取りになるから申し上げているのです。

○政府委員(伊東正義) 先ほどから申し上げているとおり、その場合に、先生、正当なる事由があれば取り消せる、免許しないという意味のことをおっしゃつたのでございしますが、これは私のほうの今の法律の出し方からいいますと、その場合の正当というものの問題でございしますが、その時点に立つて判断する、これはどういう漁業権を免許したらいいかということが再検討されるのだという時期がある。今でございしますと、たとえば三十七条から四十条でしたか引きまして、その場合に該当しない場合には免許しなければならぬとしてそれは規定で切っているのでございますが、私のほうの考え方としては、そのほかに漁場の総合的利用とかいうことを実は新しく加えて考えて、その場合にだれにやつたら一番いいかということをもう一回再検討したかどうかという建前をとっているわけでございます。

○森八三三君 今の長官のお話しでもうはつきりしたわけなんです。だから現行法の第三十七條、第三十八條、第三十九條第一項もしくは第二項または第四十條の規定による漁業免許の取り消し事由がある場合、並びに漁場の総合的利用の観点から更新を適当としない場合を除いて期間延長の免許をしないのとならぬ、こう書いておられませんか。そのとおりになるのですか。そういう規定がなければいけません。そういう規定がなければいかぬかということなんです。その規定がいかにぬかぬかということ、それは事由のいかんを問はず一方的にもう更新はしなくても法律としては違法ではないということになる。そのことは漁民から見れば非常に不安定なものになる。その不安定をここにやるということはおかしいということなんです。だから現行法の四十條の規定による漁業権免許の取り消し事由がある場合並びに云々、こうあなたのおっしゃるのとおりに入れて、その場合を除いては更新をしなければならぬ、こう書きさえすればそれでいいんじゃないですか。お話しのとおりになるのですよ。そのことに何か支障がございしましょうか。

○政府委員(伊東正義) 先生のお話しでございますが、これはおそろく漁業権を与えている人につきましては、理論的にいいますと全部そういうことにしなければおかしきというところに私はなるんじゃないかと思ひます。これは位置漁業権持っている人であつても何であつても、これはみな更新せよならぬということに私はなるんじゃないかならうかと思ひます。で区画漁業権だけについてこれが書いてありまして、附則でこれを切つていた、なぜ切つてい

たかということが私はこれは問題だらうと思うのでございしますが、やはりこれは漁場につきましては、もつとその年度が来たら、もう一回見直していかぬかという建前をとらまないと、漁場の総合利用という面から私は工合が悪くないやなからうかということとで、更新の規定は適用しないということだというふうな考へておりますので、今度の法律では、それは附則の精神からして、これを切つたような次第でございします。

○千田正君 今の問題は、もう一回研究してお互いにこれは議論しなければならぬ問題です。私は同僚議員にも御了解を得たいのですが、この三日間で重大な問題がどうなるかという問題があるのです。

それで水産庁長官に質問したいのは、この問題とは違ひます。一件だけ時間がありませんからお尋ねいたしますが、これは昨年、漁業生産調整組合法並びに魚価安定基金法によつて、三陸沿岸のサンマの魚価安定の行政指導をやつて、そうして青森、宮城、岩手、この三県に水産庁の行政指導のもとに冷凍させたものが、大体水揚げ高の五八%、岩手は七二%冷凍処置して、極力基礎価格の維持に努力したわけでありまして、水産庁の指導によつて、ところが漁期の後半に至つては、こういう情勢から、もう漁業生産の調整がさんざんに乱れてしまつて野放しになつてしまつた。その結果、今は三陸沿岸の三県においては、冷凍してある数量は六万トン、ほとんどこれは売り物にならない。そうして冷凍資金の借り入れの残高は約二十三億円、償還期限は四月一日から始まります。そういうや

うな状況において非常に困つておる。これは水産庁としては、行政指導して、魚価安定政策だといつて、三陸の漁民や、あるいは業者が冷凍させておいて、そして今になってこの六万トンというものはもう持ち腐れという状況です。これをどういうふうな解決するか。償還期限の延長であるとか、あるいは何か方法を講じなければ、来年度からは水産庁の指導なんぞいうことを聞くわけにいかなくなつてしまふ。これに対して長官はどういうふうにお考えになるか。あと三日しかありません。

○政府委員(伊東正義) 今先生の御指摘のような、ことしサンマの調整をやりましたが、あれが結果的になかなかうまくいかなかつたということは、そのとおりでございします。今の問題は、実は私のほうも調査を出しまして、いろいろ滞貨の状態や何かを調べておりますが、私どもとしては、いろいろ現地の御意見があつて、たとえばどの銀行にどういうふうな償還延期してくれとか、次の借りかへしてくれという話があれば、私どもあつせん。の労はとらうと思つております。

○千田正君 これはむしろ水産庁の行政指導がまずかつたということじゃないですか。三陸沿岸だけにしようという行政指導をやつて極力冷凍させておいて、それはいいですよ、思想的においては魚価安定ということなんだから、茨城以東へ入つてきたときはもうそれは野放しなんです。だから正直者はばかを見たというのが三陸の三県の業者並びに漁民でありますよ。こういうことの指導をやられたのでは、魚価安定政策なんぞいうことは名前だけで

あつて、苦しいのはその正直者の漁民だけですよ。あるいは業者だけですよ。これの解決方法をこの際打ち出しでもらわねという、たとえば償還期限はもうきでる。これに対して延長の政策をとるとか、あるいはフィッシュ・ミールなんかにかえさせるように政府が買い上げてそういう方法をとるとか、そういうことを現実に行なうという、来年度からは水産庁で幾ら太鼓をたたいて、こりやれといつて指導したつて、だれが言うことをきくか。そういう現実が起きておる。これは長官としては初耳じゃないと思ひます。あるいはもし初耳だとすれば、下僚の諸君とよく相談して早く善処しないといつて、水産行政が、実は根本からくずれていく、魚価安定政策など、幾ら政令で出そうが法律で出そうが、こういう指導をやられたのでは、たまたまものではありせん。しかも零細沿岸漁民に対象としたサンマの漁業だけに、特にこの問題を真剣に考えていただきたい。

○政府委員(伊東正義) 先生おつしやいますように、今の生産調整組合なり、あるいは基金で、一体魚価安定ができるかどうかという問題は、私はもう少し踏み込んで検討しなければならぬ。一年の経験でございすが、あの基金でそこまできなかなかなさういふじやないかというのを是非に考えておられます。それで水産庁等の内部として、この問題については、三十七年度はそれに及びませんでした、三十八年度以降については、もっと根本的な価格調整というものを考える必要があるのじやないか。いろいろ機構の問題等についてということでは、実は検討いたしておられます。今の問題は、私は初耳ではございせん。この問題は、私どものほうからも現地に人を出していこうというふうなことも、実はいたしたわけではございすが、先生の言ひをいいますように、いろいろ補助金を出してもえぬかと、いろいろの話のあることも実は私聞いておられます。ただ、あつて制度のもとで、そこまでは私はなかなか困難じやないか。ただ金融問題等で借りかえ等の問題につきまして、具体的にどの銀行にどういふように役所も話してくれということがあるとすれば、私も水産庁として、そのことのあつせんのはとりたいていふうに考えておられます。

○千田正 今申し上げたとおり、六万トンも冷蔵庫にかかえておいて、これはこのままかかえて込んで先行き売れるという予定がついていゝならば、今のお話のように、これが魚価安定政策でかえさせられて持ったまま売れない、片一方は野放しに漁業をやらせながら、こつちはほとんど売れちゃった。正直にかかえておつたほうが冷蔵庫にそのまましまひ込まれておるわけなんです。それで政府のほうとしては、金融措置を講ずるとか、あるいは今在庫しているものを政府機関が指導してフィッシュ・ミールにするか、何かの買い上げをやらせるとか、そういうことをやらんとすると、次の漁期はどんどんやつてきますよ。その間冷蔵庫にかかえて込んで、ぼんやりして金利のかかることをやっておられたのじやないか。何となく急遽処置を講じなければならぬじやないか。少しどうも今の長官のお話したと、調査しようというのの大きなことのようにすが、そんなことじやあならないですよ。

○政府委員(伊東正義) 本件につきましては、魚価安定の対象として、は、十一円を下げる場合に、これを、発動しようという問題があつたのでございす。三陸につきまして、全部それはあの買い入れ価格で持ちなさいと言つたわけじやございせん。ございせんが、しかしやつた人は、これはなるべく魚価安定というのを頭に置いて、なるべく安い価格にならぬようにといふことでやられたであらうといふことは、これは確かだと思ひます。そして私もどしどしは、その問題は、現地に調査員を派遣して、一体どのくらい滞貨になつてゐるんだといふことを調べたのでございす。今先生のおつしやいます借りがえの期限が来てるという問題でございすが、これは具体的にどの銀行でどういふことがあつて、私どもとしては、それはあつせんのは十分とりたいていふつもりは持つております。ただこれが先生のおつしやいますように、将来、持つて一体売れるのかどうか、あるいは損しても、フィッシュ・ミールにして補助金を出して、これという話は、実は内々でしてゐることも私は知つておりますが、これを財政的にそういうことをしますことは、私はなかなか困難な問題が、本問題についてはあるのじやないかといふことを申し上げたのでございす。金融その他につきましては、できればできるだけのあつせんはいたしたいと思つております。

○千田正 私は今後もうこういう問題は起きてくると思ひますよ、いろいろな問題が。それで魚価安定政策を少なくとも水産庁が立てるとするならば、応急処置と恒久対策と、こう二つに分けて考える必要があるのじやないか。とりあえずというふうなことで、そこで漁民のほうでは、水産庁に協力して、自分らも相当の値段を確保したいからそうやつたのであるが、結論としては、こういう問題が起きてくる。ですから、こういう魚価安定政策というものを立てるならば、やはり応急処置と、それからこういうふうな状況になつた場合には、恒久政策としては、こりやういふことをやるのだといふやうな、そういう親心をもつて今後やらなければ、これはもうあなたの方の指導面といふのは、途中からがたがたとくずれてしまふ。それでなくては、漁業なるといふのは、農業と違つては、低い立場でやつてゐることでありますから、せつかくやつたことが途中でつぶれるやうなことではどうにもならない。だからこれは大いに考へて、少しも早く、一日も早く処置をとられることを要望いたします。

○委員(梶原義雄) 他に御発言がございせんければ、両案につきましては、本日はこの程度にいたします。これをもつて散会いたします。

午後五時二十一分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償制度改正早期実現に関する請願(第二一八三号)

一、農地集団化に伴う換地処分促進に関する請願(第二二二二号)

一、農用地内の排水施設に対する負担合理化の請願(第二二二三号)

一、臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願(第二二五〇号)(第二三〇二号)

一、群馬県の酪農危機打開対策に関する請願(第二二八四号)

一、千葉県青柳漁業協同組合等ののり養殖場被害補償に関する請願(第二二九九号)

一、食糧管理法改正等反対に関する請願(第二三二四号)

第二一八三号 昭和三十七年三月九日受理

農業災害補償制度改正早期実現に関する請願

請願者 広島県比婆郡高野町長 望月俊博外三百八十五名

紹介議員 山田 節男君

農業災害補償制度の改正については、さきの国会で実現しなかつたが、農民の批判、要請は切なるものがあり、これが実現されたいときは、本制度の将来のために憂慮すべき事態が予想されるから、今国会においてぜひ成立するよう格段の配慮を尽くされたいとの請願。

第二二二二号 昭和三十七年三月九日受理

農地集団化に伴う換地処分促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区上通二ノ二七全国土地改良事

農団体連合会内 竹山 祐太郎

紹介議員 重政 庸徳君

農地の集約に伴う農地の権利関係を確定するための換地処分(登記を含む)は、年々遅延の量が累積され最悪の事態が生じている。さらに農業基本法の制定に伴い本事業はいつその重要度を増している現状であるから、政府は助成ならびに行政指導に關し積極的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二二一三号 昭和三十七年三月九日受理

農用地内の排水施設に対する負担合理化の請願

請願者 東京都渋谷区上通り二ノ二七全国排水対策事業促進協議会内 小枝 一雄

紹介議員 重政 庸徳君

最近道路の新設、工場、住宅等が農用地内に広範に進出し、これらの施設よりの排水のために当該土地改良区の農業者の維持管理費が増大し困窮している現状であるから、これら負担の合理的解決を急速に図る施策を講ぜられたいとの請願。

第二二五〇号 昭和三十七年三月十二日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡余呉村下余呉 久保太平外百二十五名

紹介議員 村上義一君

政府は、今国会に肥料二法の廃止と肥料工業振興法案の提出を予定しているとのことであるが、この新法案は、肥料生産者の保護に重点をおき、現行法にある農業者の立場をなくしてしまうものである。さらに、(一)この構想は、既存の赤字を含めて硫酸の輸出赤字を価格形成要素に織り込み、国内価格に転嫁させる危険性をもち、内需優先の配慮を欠いたまま、価格抑制上の需給調整策をもっていないこと、

(二)肥料の値段が上れば補助金を交付するというが、その金は結局肥料代として肥料会社のフットコロにはいるもので、農民に不利を押しつけるものであること、(三)現行法律における合理化目標とその実績から見ても明らかにごく第一次合理化目標にもいまだに達していないこと、(四)肥料二法は、昭和三十九年七月末日までを期限とする時限法であるから、その間政府は極力合理化をすすめて、生産費を低下させ、所期の目的を達するよう努めるべきであること、等の理由から、臨時肥料需給安定法、硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法の廃止と肥料工業振興法案には絶対反対であるとの請願。

第二三〇二号 昭和三十七年三月十四日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県野洲郡守山町欲賀 川那辺源右エ門外二百七十七名

紹介議員 西川甚五郎君

臨時肥料需給安定法、硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法の二法は、今国会において廃止される情勢にあるが、むしろ、計画的に安い肥料が使えるようにすべきであるから、同二法の廃止には反対であるとの請願。

第二二八四号 昭和三十七年三月十三日受理

群馬県の酪農危機打開対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町二六九群馬県酪農協会内 萩原登喜一外九百二十名

紹介議員 木暮武太夫君

過去十年にわたる不況の低乳価並びに政府の不十分な酪農政策のため、群馬県下の酪農経営はきわめて憂慮すべき事態に当面しているから、これが打開のため、(一)生産費並びに所得補償方式による適正なる生産者乳価の実現、(二)酪農経営安定のため、緊急かつ恒久適正なる飼料対策の実現、(三)酪農経営安定のため、次の三点の実現を期すること、(イ)農業近代化資金については、酪農の資金需要の実態にかんがみ、融資わくの大規模拡大並びに年利三分以下償還期限を二十年に延長すること、(ロ)三十六年度中に貸出された農業近代化資金の利子を県において二歩の補給をすること、(ハ)飼料審議会、酪農審議会及び畜産物価格安定審議会の各委員に生産者酪農代表を加えること、(ニ)競馬法を改正して競馬益金を畜産振興に役立たせること、(五)育成牛対策の確立、(六)種畜の整備改良増殖対策の確立、(七)家畜に關

する現行制度の改廃実現、(八)乳製品の輸入阻止、(九)酪農所得適正課税の実現、(十)酪農団体の整備強化、(十一)県に畜産部を設置すること等をすみやかに実行に移し、もつて真に安定した酪農業の実現を期せられたいとの請願。

第二二九九号 昭和三十七年三月十四日受理

千葉県青堀漁業協同組合等ののり養殖場被害補償に関する請願

請願者 千葉県君津郡富津町新井六八三新井漁業協同組合長 井瀬五郎吉外六名

紹介議員 東 隆君

昭和三十七年二月十四日横須賀港を出港した米国油送船「イグルコリアー」が千葉県富津町第二海浜西側に衝突し、多量の重油を流出したため同町青堀漁業協同組合をはじめ、大佐和町大貫漁業協同組合等五組合(組合数千三百五十九名)の二万五千二百二十さくのり養殖場は、生産皆無の状態となつた上及び海草類まで壊滅し、総額六億五千九百万円余に及ぶ大被害をこうむつた。のり養殖に生活のほとんどを依存している関係漁民は、ただばうぜん自失なすところを知らないという実情であるから、早急にこの実害に対する補償額の支払い方を政府の責任において取り計らわれたい。なお、種々の事情によつて日時を要する場合には、緊急措置として善処せられたいとの請願。

第二三二四号 昭和三十七年三月十五日受理

食糧管理法改正等反対に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡高根沢町大字太田一、二六三 宇塚角一外三十四名

紹介議員 戸叶 武君

食糧管理法の改正、農地法、農業協同組合法、農業災害補償法等の一部改正及び地主補償を国会で承認しないようにせられたいとの請願。

第八部

農林水産委員会會議第二十号

昭和三十一年三月二十七日

【會議要略】

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局